摂津市議会

建設常任委員会記録

平成 1 6 年 3 月 1 5 日

議会事務局

目 次

建設常任委員会 3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	 1
開会の宣告	-2
委員会記録署名委員の指名	-2
議案第24号所管分の審査	
質疑(山本靖一委員)	
議案第27号、議案第28号の審査	-3
質疑(山本靖一委員、辻委員、柴田委員)	
議案第6号、議案第13号の審査	5
補足説明(土木下水道部長)	
質疑(山本靖一委員、辻委員、柴田委員、中野委員)	
議案第2号、議案第10号、議案第30号の審査	46
補足説明(水道事業管理者)	
質疑(山本靖一委員、辻委員、柴田委員)	
採決	66
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-67

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成16年 3月15日(月)午前10時 1分 開会 午後 5時19分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 木村勝彦 副委員長 中野賢治 委員 辻 勝美 委員 森内一蔵 委員 山本靖一 委員 柴田繁勝

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市 長 森川 薫 水道事業管理者 寺田規宏

都市整備部長 北野正明 同部理事 岩田延弘

土木下水道部長 小西 進 同部次長兼下水道工務課長 粟屋保英

同部参事 池田忠夫 同部参事兼下水道業務課長 宮川茂行

道路課長 藤井義己 交通対策課長 水田和男

水道部次長兼総務課長 池田三紀夫 同部参事兼営業課長 前川 登

工務課長 林 薫 浄水課長 馬淵 孟

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局主幹 船寺順治

1. 審查案件(審查順)

議案第 1号 平成16年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 9号 平成15年度摂津市一般会計補正予算所管分

議案第24号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分

議案第27号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件

議案第28号 摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 6号 平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成15年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算

議案第 2号 平成16年度摂津市水道事業会計予算

議案第10号 平成15年度摂津市水道事業会計補正予算

議案第30号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 1分 開会)

○木村委員長 ただいまから建設常任委 員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は柴田委員を指名します。

議案第24号所管分の審査を行います。 本件については補足説明を省略し、直ち に質疑に入ります。質疑のある方は挙手 をお願いいたします。

山本靖一委員。

○山本靖一委員 24号所管分f引き上げということと認識するわけですが、府下的な水準を教えていただきたいと思っています。それから、この件でどれぐらいの増収になるのかということです。それから、1枚が1件に改正されるわけですけれども、これはどういう内容を含んでいるのかということを教えていただけますか。

○木村委員長 池田土木下水道部参事。 ○池田土木下水道部参事 明示手数料は、 大阪府下33市の調査の状況は、500 円が2市、600円が2市、750円が 1市、800円が2市、900円が1市、 1,000円が14市、1,200円が 1市、1,500円が7市、1,800 円が1市、3,000円が1市。33市 のうち阪南市は、今回手数料を改正する ということで、32市の状況はこのよう になっております。

増収につきましては、過去、明示手数料につきましては、10万円前後というものが、1年間の収入でございます。今度、500円を1,000円に改正させていただくということになりますと、その倍ということでございます。明示によりましても、申請件数でございますが、ほぼ今申し上げたような状況でございます。

道路幅員証明につきましては一番最初

でございますが、府下の状況につきましては100円が1市、150円が2市、200円が14市、250円が2市、300円が13市。同じく阪南市は今年度、明示手数料とあわせまして幅員証明を、改めてつくっていきたいと。32市の状況はそのようになっております。

○木村委員長 どれだけの増収になるか ということは。

藤井道路課長。

○藤井道路課長 増収につきましては、 約倍ではございません。改正予定をして おりますのは7月1日からを考えており ますので、まず明示手数料につきまして は、7月から3月までの見込みといたし まして150件を考えております。その 150件で7万5,000円の増収を予 定しております。幅員証明につきまして は、7月から3月におきましては30件 程度を予定しておりまして、3,000 円程度の増収を見込んでおります。

○木村委員長 粟屋土木下水道部次長。 ○粟屋土木下水道部次長 今、ご質問の 中で、府下の状況の中でちょっと補足さ せていただきます。

先ほどご答弁を申し上げています明示 手数料、1筆当たり500円。2市と申 し上げていますけれども、その中には改 正前の本市も含まれております。他市と いたしましては1市の状況でございます。 それと、幅員証明手数料も同様でござい まして、現行200円、14市の中に本 市も入っております。

- ○木村委員長 池田土木下水道部参事。
- ○池田土木下水道部参事 1枚というのは1件でございます。
- ○木村委員長 山本靖一委員。
- ○山本靖一委員 1枚を1件に改めるという、文言の整理とは認識しとったんですけれども、例えばコピーは1枚ですね、

それが2枚になってということで、多少、 値段は変わるのかなという思いがあった んですけれども、これを1件、1つにく くってしまうという内容と認識するわけ ですけれども、この辺のことは別に他意 はないのか、文言の整理だけなのかとい うことを、最初は聞いておったわけです。 その点はもう一回教えていただきたいと 思っています。

それで、値上げによっていろいろな影 響を及ぼすというふうには認識はしない わけですけれども、例えば中心後退など で、道路を市の方に寄附していただく際、 このことはなかなかそのまま残っている ところがあちこちにありますね。例えば、 そのことを有効にやらしめるために、さ まざまな制度を導入しているところなど も、箕面市などもこれまで聞きましたけ れど。そういう策もとられている先にこ ういう形でお金をとっていくということ は、そういうこととの整合性について、 少し心配をしたりという思いをするんで すけれど、政策的にお金さえもらえばい いというようなことにならないんじゃな いかという気がするんですが、この点は いかがでしょうか。

○木村委員長 藤井道路課長。

○藤井道路課長 委員が先ほどおっしゃいました中心後退、建築基準法42条の2項に該当する部分なんですけれども、このことにつきましては、確かにおっしゃいますように他市の状況であれば、あらゆる方策をとりまして、市の方に現場を取得するという方策を講じておられます。この件につきましては、本市におきましては、寄附を前提にということでは、まだ政策的に行っておりません。これに支出が伴うということで、以前からの形態を踏襲したいということが現時点でございます。

さらに幅員証明につきましては、確か に認定をしております。道路の幅員を証 明するという形をとっておりまして、そ の部分は道路の幅員にならないというこ と等は、ちょっと差異があるというよう な状態でございます。その辺も適用いた しまして、他市の状況になり得るように、 私といたしましては寄附を前提に持って いくというふうに考えたいと思っており ます。

○木村委員長 山本靖一委員。

○山本靖一委員 政策的に今言いました ように中心後退などがスムーズにいくよ うな提言は、値上げとは別個にして、き ちっと働きかけていただきたいと思って います。このことがさまざまな不公平を 生み出していっているということは、も うご承知のとおりですし、実際に中心後 退の指導と言うたらおかしいですけれど も、その権限は大阪府にあって、なかな か摂津市としては手が届かないという状 況にありますから、お金が出て行くとい うことについては、非常に厳しい状況の 中で、というふうに認識するわけですけ れども、これはそういうことが市政との 信頼関係によって生まれてくるもんだと 認識していますから、さまざまな部分で 政策的な議論もしていただくように、そ のことをお願いしておきたいと思います。 ○木村委員長 ほかにありませんか。

州安貝技(はかにめりませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 以上で、質疑を終わりま す。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩) (午前10時11分 再開)

○木村委員長 再開いたします。

議案第27号及び議案第28号の審査 を行います。

本2件については補足説明を省略し、

質疑に入ります。 山本靖一委員。

○山本靖一委員 この2件については、 現状3年間また延長するということで、 これは当然そういう方向ということで認 識するわけですが、一般会計のところで もお聞きしましたけれども、稼働率を上 げていくという点で、出入り口の改善。 これは、大体三千数百万円の費用を見積 もっていると。その費用効果、それから 今、その費用を捻出できるかどうかとい うことが、1つ大きな理由になろうと思 うんですけれども、大体毎年2億100 万円ちょっとでしたか、そういう収入の 中で1億5,000万円ぐらいが経費と して消えていくと。この間、毎年5,0 00万円ぐらいの利益を生み出している という状況の中で、単年度の収入でクリ アできる。もちろん管理委託していると ころへの支払いとか、減価償却とかいろ んな要因を考えていくと、単純に5、0 00万円が利益とは認識しませんけれど も、しかし稼働率を上げていくという、 出資として見ていったときに、これは可 能ではないかと思いがするわけです。近 隣で空き地などは、ご存じのようにタイ ム24という無人の駐車場がどんどんシェ アを伸ばしているやないかと。これは利 用者の実態に合わせたさまざまな時間設 定であるとか、料金設定とかがやられて いますから、そういうふうに見ていった ときに、公がやるものが、まさに利用者 の立場に立った形の中で、いろいろ工夫 していくというのは非常に大事ではない かという思いがするんですが、こういう 点での考え方を聞かせていただきたいと 思います。

- ○木村委員長 水田交通対策課長。
- ○水田交通対策課長 稼働率を上げるための方法ということで、出入り口の改善

ということを検討させていただきました。 16年度の予算の収支からいきますと、 やはり5,100万円ほどの黒字という 形になっておりまして、単純に予算の中 から3,800万円の工事費を捻出する というのは、その辺も可能かなというと ころは個人的にもあるんですけれども、 いろいろな事情がございまして、私ども の方、稼働率を上げるためにどういう方 法があるかなということも検討してまい りまして、タイム24の駐車場の料金も 調査をさせていただきました。

この1年間を通じまして、やはり現行の料金とあわせまして、例えば20分、100円でしたらどうなるのか。例えば、30分を無料にしたらどうなるのかとか、そういうことも検討もしながら、稼働率も上げながら収益も上げられる方法も、それでどうなるのかということも、考えていきたいと考えております。

- ○木村委員長 山本靖一委員。
- ○山本靖一委員 決断というのは、いつ も先送りされるんですけれども、いろい ろ工夫しても、そのことはずっと先送り されてきたという経過があります。出入 り口の問題について言えば、当初は全く 難しいというお話の中から、本会議の質 疑なども踏まえながら、随分変化してき たと認識するわけですし、同時にそうい う点で言えば、議会との関係も、到達が 大体一致してきているんではないかなと いう気がするわけです。であれば、工夫 されたことが、いつ決断されるのかとい うことに変わってきていると思うんです。 いろいろ慎重にやるということは大事だ と認識するわけですけれども、一定のめ どを立てて、そのことについては実現を していただきたいと思います。
- ○木村委員長 辻委員。
- ○辻委員 神戸市の地下の駐車場をこの

前、使用させていただいたら、以前もお 願いしておったんですが、バイクの駐輪 場という形で、スペースをとってされて いるんです。以前、勾配がきついから危 険度があるということをおっしゃってい ましたけれども、神戸市も地下ですし、 そういうことでもう一度、先ほど山本委 員もおっしゃっていましたけれども、真 剣に考えていただいて、有効利用の中で お願いしたいと要望しておきます。

○木村委員長 柴田委員。

○柴田委員 料金のことですけど、大阪 の最近の時間帯料金を、一遍調べられた らどうかと思うんです。私も大阪に出る こともあるんですが、いろいろ値段の差 が激しいです。南なんかに行きますと1 時間、1,000円です。北のど真ん中 で、30分、100円というところが、 今どんどん出てきています。それともう 一つは、10分というタイムに切りかわっ てきています。できるだけそういう短い 単位ででも安くできると、使うというこ とになれば、ほんの20分ぐらいの駐車 だというときでも、そこに入れられると いうことで、将来、単位をもう少し小さ くするような料金体系というものを考え られないかと。こういうことを1つ提案 しておきたいと思います。

○木村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 今、各委員から指摘があったように、水田課長は個人的にということやけど、委員会では個人的な見解はあかんねんけども。正雀の市営駐車場なんかは、やっぱり料金徴収が自動になっています。ああいう形でも、そっちの方でも適用されへんのか。それで、出入り口の改善については、以前から委員会でも指摘があるから、その辺を担当として真剣に、どうすればいいかということの取

り組みを、今後お願いしておきたいと思 います。

以上で質疑を終わります。 暫時休憩します。

> (午前10時17分 休憩) (午前10時19分 再開)

○木村委員長 それでは再開します。

議案第6号及び議案第13号の審査を 行います。

本2件のうち、議案第13号について は補足説明を省略し、議案第6号につい て補足説明を求めます。

小西土木下水道部長。

○小西土木下水道部長 それでは、議案 第6号、平成16年度摂津市公共下水道 事業特別会計予算につきまして、目を追っ て主なものについて補足説明をさせてい ただきます。

まず、歳入でございますが、6ページ、 款1、分担金及び負担金、項1、負担金、 目1、公債費負担金は、下水道幹線管渠の建設に伴う吹田市及び茨木市からの起 債償還金負担金で、前年度に比べ45万 3,000円の減となっております。目 2、受益者負担金は、前年度に比べ1, 889万9,000円の減となっております。これは、供用開始に伴う賦課面積の減少によるものでございます。款2、 使用料及び手数料、項1、使用料、目1、 下水道使用料は、前年度に比べ2億6, 144万5,000円の増となっております。これは、使用料の改正及び普及率の向上によるものでございます。

7ページをお開き願います。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、 目1、下水道事業費国庫補助金は、前年 度に比べ1,300万円の減となってお ります。これは、国庫補助対象事業の減 によるものでございます。

8ページ、款4、繰入金、項1、一般

会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ10億7,624万7,000円の減となっております。これは、公債費の元利償還金の一部について、平成16年度より新たに資本費平準化債を充当することや、下水道使用料の改正に伴う使用料収入の増加等によるものでございます。款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、前年度に比べ1,244万6,000円の減となっております。

9ページ、款6、市債、項1、市債、 目1、下水道債は、前年度に比べ9億5, 030万円の増で、これは新たに資本費 平準化債を発行すること及び公共下水道 事業債の増加によるものでございます。 なお、資本費平準化債は、下水道事業債 の元金償還期間25年と、下水道施設の 減価償却期間約44年との差により生じ る企業債元金償還金相当額と減価償却費 相当額との差に対する起債で、世代間負 担の公平化を図る観点から、従来の資本 費平準化債の対象要件が拡大されたもの で、平成16年度より発行が可能となっ たものでございます。

次に歳出でございますが10ページ。 款1、下水道費、項1、下水道総務費、 目1、下水道総務費は、下水道全体の事 務に係る経費で、その主な内容といたし ましては、人件費ほか節13、委託料は、 パソコンに係る委託料など、節27、公 課費は、消費税及び地方消費税でござい ます。

12ページ、款1、下水道費、項2、 下水道事業費、目1、下水道管理費は、 下水道施設の維持管理に係る経費で、そ の主な内容といたしまして節11、需用 費は、下水道施設に係る光熱水費や修繕 料など、節13、委託料は下水道使用料 徴収事務委託や集中管理室、ポンプ場、 ガランド親水施設の維持管理に係る業務 委託などでございます。

13ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、安威川、淀川右岸流域下水 道組合負担金と水洗便所改造助成金等で ございます。

14ページ、節21、貸付金は、くみ 取り便所や浄化槽便所の改良資金貸付金 でございます。目2、下水道整備費は、 公共下水道及び流域下水道の建設に係る 経費で、その主な内容といたしましては 人件費のほか、15ページ、節13、委 託料は、公共下水道工事に係る設計委託 ほか合流改善対策設計委託等でございま す。節15、工事請負費は、公共下水道 の工事請負費で、安威川以北の合流地域 で1路線、安威川以南の分流地域で汚水 37路線、雨水2路線、全体路線延長で 2. 7キロの工事を実施するものでござ います。節19、負担金、補助及び交付 金は、安威川流域下水道事業分担金で、 これは流域下水道施設の中央処理場、味 舌ポンプ場、摂津ポンプ場などの整備に 伴う大阪府への分担金でございます。節 22、補償、補填及び賠償金は、公共下 水道工事に伴う地下埋設物等の移設補償 費でございます。

16ページ。款2、公債費、項1、公 債費は、公共下水道事業及び流域下水道 事業の起債元利償還金と一時借入金利子 等でございます。

17ページ。款3、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額でございます。なお、給与明細書につきましては18ページから25ページにかけて、債務負担行為の調書につきましては26ページ、地方債にかかわる調書につきましては4ページの第2表と27ページに記載いたしておりますので、ご参照

賜りますようお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。 先ほど、委員の皆様方にご配付させて いただいております経営安定化計画の資 料につきまして、ご説明申し上げます。

平成16年度において、資本費平準化 債の発行を予定しておりますが、これに 伴い、過日2月24日に府に提出をし、 総務省に経営安定化計画を提出しており ますので、その内容についてご説明申し上げます。お手元の資料をご確認願いま す。安定化計画はA4サイズの様式2と、 A3サイズの様式3で構成され、様式2 で経営の安定化に向けた基本的な方策を 定め、様式3で今後の経営状況の見込み を記載しております。それでは、様式2 からご説明申し上げます。

1番目といたしまして、経営安定化計 画の期間については、総務省の通知に基 づき、平成16年から平成36年まで、 向こう20年間といたしております。2 番目といたしまして、経営安定化のため の基本方針につきましては、適正な使用 料の設定により、管理財源の確保に努め るとともに、効率的な経営や整備進度の 調整により、維持管理経費や公債費の削 減を図るとしております。3番目としま しては、経営安定化のための具体的方針 につきましては、まず1、収入の増加に 関してでございますが、①で使用料を改 正するといたしており、平均改正率は1 0%から15%、改定時期は平成19年 度から21年度といたしております。② は、水洗化率の向上を図るため、啓発活 動を積極的に行うといたしており、現状 の取り組みを今後も継続していきたいと 考えております。③は、有収水量の増加 を図るため、面的整備を促進するといた しており、これについても現在の整備方 針を継続してまいりたいと考えておりま す。

次、(2)で支出の削減に関してでご ざいますが、①で公債費を削減するため に、公共下水道の起債額は原則として元 利償還金以内とするといたしており、起 債残高が逓減するよう建設事業量を調整 するものでございます。②は、簡素で効 率的な組織とするために、配置人員の適 正化を図るといたしております。4とし て、一般会計からの繰り入れに関する考 え方につきましては、基準外の繰り入れ に対する下水道部局及び財政部局の考え 方を記載しております。まず、下水道担 当部局といたしましては、①で経営健全 化計画に基づき、平成21年度に累積赤 字の解消ができるよう、繰り入れが必要 としております。これは、健全化計画に 基づき、平成21年度に向けて、年々累 積赤字が逓減するように、所要の繰り入 れをお願いするものでございます。②は、 建設改良に係る人件費について繰り入れ が必要としておりますが、これは本来、 建設改良に係る人件費で、受益者負担金 等により賄うべきものでございますが、 それらの財源が不足する場合は、これを 補てんする繰り入れをお願いするもので ございます。③は、使用料収入不足分に ついて繰り入れが必要といたしておりま す。これは、経費回収率が100%に達 するまでは使用料収入が不足することか ら、これを補う繰り入れをお願いするも のでございます。

次に、財政部局につきましては、①は、 今後も下水道事業の経営安定のため、適 切な繰り出しを実行する。②は、建設改 良に係る人件費の繰り出しについて原則 継続する。③は、市の財政状況を勘案し、 必要に応じて繰り出しするといたしてお ります。この内容につきましては、安定 計画を作成する上で、一般会計からの繰

り入れの考え方を財政部局に確認したも のでございます。5番といたしまして、 地方公営企業法の適用についての考え方 につきましては、経費回収率が100% を超えると予測される平成34年から平 成36年をめどに法適用を図るといたし ております。下水道事業につきましては、 法適用は地方公共団体の任意とされてお りますが、国、地方を通じる行財政改革 が重要課題とされている中で、下水道事 業についても一層の経営の効率化、健全 化に努める必要があるため、経理内容の 明確化、透明性の向上等の観点から、国 等が法の適用を推進していることをかん がみ、本市においても今後、他都市の事 例研究を行いながら、遅くとも汚水整備 が概成し、経費回収率が100%になる 平成34年ごろには、法適用を図りたい と考えているところでございます。

次に、様式3についてご説明申し上げます。

まず、使用料収入額の見込みでござい ますが、平成19年度以降の節水の影響 を考慮した内容となっております。また、 平成16年度についても、予算額より減 少しております。これは、大口需要家の 営業が停止していることを考慮したもの でございます。次に、一般家庭使用料で ございますが、平成19年度に15%の 改定としております。これは、健全化計 画における改正率と同率といたしており ます。本計画では、平成19年度以降に ついては使用料の改定を行っておりませ んが、これはその下に記載しております 汚水処理費が平成20年度以降逓減する との見込みから、使用料を据え置いた状 態でも経費回収率は年々逓増し、平成3 4年ごろには経費回収率が100%に達 すると見込んでいることによるものでご ざいます。なお、使用料収入不足分等に

ついては、一般会計からの所要の繰り入 れがあることが、本計画の前提となって おります。汚水処理費につきましては、 維持管理費と資本費を合計したものでご ざいますが、資本費は公債費に置きかえ られ、元利償還金と支払い利子に分けら れております。先ほども申し上げました ように、汚水処理費は平成20年以降逓 減しておりますことから、これは維持管 理経費が増加する一方で、それ以上に資 本費が減少することによるものでござい ます。また、平成16年度については、 元利償還の財源として、平準化債を充当 したことにより、使用料対象経費となる 汚水処理費が減少し、下段の経費回収率 が向上しております。次に繰入金でござ いますが、基準額というのは、基準内繰 入金のことでございます。雨水に係る資 本費が減少することから、年々逓減をし ていくと考えております。また、実繰入 額についても、維持管理費が増加するも のの、使用料収入の増加や、雨汚水に係 る資本費が減少することから、逓減して いくものと見込んでおります。経費回収 率につきましては、使用料収入額を汚水 処理費で除したもので、先ほどご説明申 し上げましたように、使用料収入が増加 する一方で、汚水処理費が逓減すること から、経費回収率は逓増し、平成34年 には100%を超えるものと見込んでお るところでございます。

その下、標準財政規模につきましては、 今後も現状程度と見込んでおります。そ の下のF分のEは、標準財政規模に占め る実繰入額の割合をあらわしており、繰 入額と連動して逓減してまいります。

次に、有収水量でございますが、先ほど使用料収入でご説明いたしましたが、 平成19年度以降は、一般家庭や事業所 において節水が進むと予測しており、こ れを考慮した内容となっております。

その下、使用料単価は、使用料収入額 を有収水量で除したものでございます。

その下の汚水処理原価については、管 理運営費を有収水量で除したものでござ います。

その下、年度末普及率については、今後0.78%程度の増加としております。また、水洗化率については、本計画以上に向上するよう努力してまいりますが、平成19年度以降0.1%程度の増加としております。

以上、安定化計画の説明とさせていただきます。

○木村委員長 説明が終わりました。 山本靖一委員。

○山本靖一委員 最初に、総括的なこと でお聞きをしたいんですが、安定化計画 の中で今示されたように、20年間かかっ て、大体96.8%までにするというこ となんですが、市長のことしの基本方針 の2ページの下段のところに、15年度 末で77.7%にした。府下平均まで到 達していないけれども、この間の政策選 択は間違いでなかったというお話でした。 私たちは、下水については必要な事業で すし、これはどうしても進めていかなく てはならないという認識は持っています。 しかし、この間、摂津市の財政が非常に 逼迫しているという大きな要因の1つで もあるということの中で、急にブレーキ を踏まれたというのが現状ではないかと いう思いがするわけです。

そういうふうに見ていったときに、市 長の政治信条の公平という観点から、安 威川以南の下水についてどうするのかと。 以北は停止してでも以南の方に投資をし ていくというお話ですけれども、それで も人口普及率で見ていきますと、やっぱ り三十数年かかっていくということになっ

ていきますから、この間、この下水道の 整備計画全体について今示されましたけ れども、こういうことでいいのかどうか ということを、改めてお聞きをしたいと 思います。金利の問題、決算のところで も言いましたが、0.9であるとか1. 0とか。こういう金利が安いときに事業 を進めていく方法だってあるではないか と。しかし、それについては一切、この 健全化計画、安定化計画の中では、もう ふやさないとなっているわけですが、先 ほど言いました政治信条であるとか、そ れから市長がこの間、間違っていないと 言明した柱の中から見ていったときに、 こういう推移でいいのかという思いがす るわけです。しっかりとした方針が示し されて、市民の信頼につながっていくと 私は思うんですけれども、それが財政的 なことで余儀なくされたという実態はわ かるにしても、そうすれば市長の政治信 条はどうなのかということが、改めて問 われると思います。この点での考え方を 示していただきたいと思っています。

それから、初歩的なことでお聞きしたいんですが、先ほど教えていただきました経営安定化計画の期間ということで、平成16年から平成36年、これを計算しますと21年間になるんですよね。今、20年とおっしゃった。16年から平準化債が始まって、これは3年据置きで20年間で返済をしていこうと。つまり、19年から元金の返済が始まるんですか。そういうことですね。そうすると、35年度ということになるんではないかと。間違っていたら、失礼ですけれども、36から16を引いたら20ですけれども、16年をカウントするからという気がするんですが、これはどうなんでしょう。

この安定化計画の中で、私が心配しますのは、平成25年になると思うんです

が、これは縁故債、民間資金ということ で3年据え置いて、10年が来たときに 一括返済をするという仕組みだったと思 うんです。そうすると、この25年の起 債の関係でいったときに、こういう金額 でいくのかなという気がするんですけれ ども、ここはどういうふうに見込んでお られるんですか。一括返済して、そうい う仕組みになっていたと思うんですけれ ども、そうではなかったですか。そうい うふうに認識しているんですが、この1 7年間で計画をしていくのか、それから さっき言いましたけれども、もう一度も とに戻りますけれども20年の計画、こ れは21年の計画、ちょっとその辺を整 理していただきたいと思っています。

それからもう一つ、同意の得られていない、これも公平との関係で、権利者の関係があるんですけれども、まだ13か所残っている、2.2キロになっている。働きかけていくとかいうのは、一般的なお話はいつもお聞きするわけですけれども、そういうところに対してどういうふうに15年度の見通しさいてどうなのか。これは東別府の問題をうているわけですけれども、そういらことも公平の観点からどうなのかということも公平の観点からどきたいと思っています。

それから、回収率の問題で、ことし16年は83.8%、これは平準化債の関係でそういうふうにおっしゃっているんですけれども、既にもう平均で言えば87%に達している。全国平均が64%ですよね。これは非常に田舎で効率の悪いところも含めてということになってくるわけですけれども、この回収率が既にもうそういう高い位置にあると見ていった

ときに、このことだけを追いかけていく ために、料金の改定を19年に予定して おられるようですけれども、こういうこ とも国に早速約束してしまうと。これは、 健全化計画の中で、既に3年ごとにとい うことになっていますから、リンクされ ていくのかなという気がするんですけれ ども、これだって乱暴な話だなという気 がするんですが、もう既に高い位置にあ るということを見ていったときに、同時 に安定化計画の中では、20トンの使用 料では3,000円にということが言わ れているみたいですけれども、そういう ことから見ていったときに、やっぱり市 民の負担ということから考えていったと きに、どうあるべきかということが問わ れるんじゃないかなと思っています。全 体としてはそういうことをお聞きしなが ら、具体的にお聞きをしたいと思います。

5ページの使用料の改定、12.5% ということで、計算していたら1億9、 000万円ぐらいの増収になるんではな いかなと。14年決算、15年の予算か ら見ていって、割り返したときにそれぐ らいになるんではないかなと。実際には 2億6,150万円増になっているとい うことで、具体的に内容を教えていただ けませんでしょうか。下水道人口普及率 は15年は0.65%とお聞きしていま したが、16年はどういうふうになった のか。それから、17年は0.75%と 予算化をされていっているわけですけれ ども、人口普及率、先ほどお聞きしまし たけれども、こういう水準で本当にいく のかなと。もっと真剣な議論が必要では ないかという気がするんですけど。安威 川以南については、粟屋次長は2%を図っ ていきたいとおっしゃっているんですが、 実態としてそうなっているのかというこ とを、お聞きをしたいと思います。

それから、同じく繰入金の関係。こと しは10億7,624万円を削りました。 安定化計画を見ていったときに、今、見 せられたので、なかなか分析する時間も ないんですけれども、平準化債を入れる のはことしだけなんでしょうか。この金 額で見ていきますと、一般会計からの繰 り入れは17年には35億円に戻ってい ますから。そうすると、平準化債はとり あえずことしだけと。来年からは入れな いということなんでしょうか。そうする と、繰入金はもとに戻るという認識で、 きっちり確認をされていると。そこまで 議論されてきたという認識でいいんでしょ うか。恐らく平準化債というのは、こと しだけという、今の財政状況で見ていっ たときに、借りれるものはすべて借りた いというのが、一般会計の考え方だと思 うんですけれども、ここの調整を本当に されたのかなと。実際にこの問題が出て きたのは1月22日、大阪府からそうい う電話があって、1月27日に説明会に 行かれて、それで一たん16年の予算に ついては市長査定も終わって、さあとい うことになっていたのに、改めてこうい うことが出てきたから、一遍に組み替え られたと。まともな議論が本当にされて きたのかなと。後々のことをきちんと考 えられて出てきたのかなと。そうではな しに、とりあえずその後で安定化計画が 練られたのかなという、その前後の関係 もいろいろ気になるところですけれども、 しかし少なくとも17年から35億3, 000万円、18年は35億7,900 万円というふうに、一般会計からの実繰 入額としてはもとに戻っていますから、 この平準化債については単純に16年だ けなのかということを教えていただきた いと思います。気になるところです。

それから、健全化計画との関係で、1

3年から21年ということで、4つの柱 を立てられた。これから立てられる22 年以降の14年間というように私は思う んですけど、この計画では15年間となっ ているんですけれども、14年間の整合 性です。これはもう安定化計画全体がこ れに乗せられているから、それで整合性 をとっているんだというふうなお話かも しれませんけれども、これが本当に練っ て練って練られたものなのかという点で、 非常に危惧をするわけです。基準外の繰 り入れだって減らしていくとおっしゃっ ていたけれども、実際にはこの間の議論 では、境目がなかなか難しいというお話 がありましたし、基準外、基準内の繰り 入れの金額も、この間、21億円ぐらい が基準内でしたか、5億円近くが基準外 というお話も示していただきましたけれ ども、そういうふうなことを見ていった ときに、健全化計画との整合性、どこで 整理をされたのかということを、聞かせ ていただきたいと思います。健全化計画 はそのまま行って、22年からの安定化 計画に切りかえていくというお話ですけ れども、そういう木に竹を接ぐという話、 そんな気がするんですけれども、間違い ないのかということを聞かせていただき たいと思っています。

実際に36年までとなっているんですけれども、これは机上の、私、率直に言ってこんな長い間、経済の変化もあるでしょうし、いろんな状況の変化があると思うんですけど、これを真剣にそのものだと認識していいんでしょうか。市民の方の目に触れていく大事な計画ですから、私はそう思うんです。これが随分違うじゃないかということになってくると、行政の信頼が揺らぐという形につながっていくと思うんです。いろんな計画でも、これまで継続ということで、5か年の計画

を下水はやってこられたんですが、何年かごとに見直していくということは、どうしても作業としては必要になってくると思うんです。そういうスパンについて、どういうふうに認識しておられるのかということを聞いておきたいと思います。

それから、市債の発行の問題、先ほど 款6、これは元金の償還以内にしか発行 しない。公債費の償還以外は発行しない という方針を、安定化計画の中で今、部 長がお話になりましたけれども。そうな ると、事業費はどういうふうに賄ってい くのかという問題が出てきますよね。一 番もとに戻るかもしれませんけれども、 公債費でことしは43億円ほど消えてし まうと。歳入として大きいのは使用料と いうことで、約17億円余りですよね。 そうすると、あと事業をするためにどう しても起債ということになると思うんで すけれども、この起債を公債費の償還以 外に発行しないとなってくると、事業そ のものがますます小さくなってくるとい う気がするんですけれども。もちろん、 新たな事業を起こしていくために、起債 計画というのは必要だと思うんですけれ ども、こういう枠の中に閉じ込めてしま うのかということを、もう一回聞かせて いただきたい。

なぜこういうことをお聞きするかといいますと、こういうふうに言いながら、 先ほど平準化債では8億8,600万円も組んだわけですから、これはどうなるんやろと。それと、事業の起債と借金返しの起債は違うというお話かもしれませんけれども、借金にかわりはないわけです。そこまできているから借金しないというのが方針だと思うんです。しかし、もうどうしようもないから、また8億8,600万円も新たな起債を起こしたと。これは1回限りというお話かもしれませ んけれども、随分一貫性がないと言うたらおかしいですけれども、そういう認識をするんです。市民の信頼を得るために、さまざまなことについて一定の一貫性を持たなくてはならないという思いがするんですが、この辺はどうでしょうか。

それから、受益者負担金の関係。6ペー ジです。昨年から1,889万円ほどの 減になっていると思うんですが、大口の 供用開始のところがないということに尽 きると思うんですけれども、この間、幾 つか供用開始の段取りができているとこ ろでも、受益者負担金、まだもらってい ないところがあると。千里丘の工場跡地 とかいろんなお話があったんですが、そ ういうところはことしは視野に入ってい るのかということです。大手企業の中で、 一部供用開始したということで、受益者 負担金を払っているけれども、まだ残っ ているところが幾つかあるというご答弁 もありましたが、そういう対象がことし はないのかということを、お聞きしてお きたいと思っています。

それから、7ページの国庫補助金の関 係です。これは補助対象が少なくなった ということで、1,200万円というこ となんですけれども。国がこういう状況 ですから、単純にはいかないと思うんで すけれども、国庫補助対象の枠を広げて いくという、これはいろんな地方公共6 団体なども政府に対して働きかけてきて いる経過がありますが、これの現状はど うなっているのかということが1つ。そ れから、もっと拡大させていく必要があ るんですけれども、そういう働きかけは 今どういうふうにされているのかという ことです。それから、同じ内容になると 思うんですが、2分の1の国庫補助です が、これはもっと5.5とか、いろんな 時代がありましたよね。どんどん下げら

れてきているという。こういう経過の中で、生活に対する公共投資というのは、 非常に大事ですし、その点で国が果たす 役割は非常に大事だと思うんですが、こ ういう分がどんどん削られているという ことに対して働きかけていく。どういう ふうな状況になっているかということを、 聞かせていただきたいと思っています。

それから、8ページです、改造資金の返還金が3分の1、毎年同じような状況になっているんですけれども、特に13年からの健全化計画がリンクしているのかなという気がするんです。36か月で返していくということでいきますと、この3分の1のお金が減ってきていると。1,244万6,000円ですね、対前年度に比べて。

これは歳出のところでもお願いしたいと思うんですけれども、さまざまなメニューを用意して、水洗化率を上げていくということの関係からいったときに、もっと活用してもらう必要があるんではないかなという思いがするわけです。これは健全化計画の関係からどうなっているのかということを、ちょっと聞かせていただきたいと思っています。

それから、10ページですけれども、 下水道総務費の中で、全体して、また職員の方が3人ほど、これは一般会計の方で持っていただくという整理がされた、機構改革も進められていくと聞いているんですけれども、事業が縮小しても、事業が縮小で、大分人員の減が図られてきましたのはありはありに要るわけです。事業が縮小しても、一定の人員確保をしならが縮小しても、一定の人員確保をしなければ、全体にさまざまな支障が出てくるというのはあり得る話ですから。そういう意味で、人員の縮小、経営改善という んですか、健全化とかさまざまな言い方があるかもしれませんけれども、真にそういうことにつながっていくのかどうかという点で、非常に危惧するところもあります。この点での考え方を聞かせていただきたいと思っています。

それから11ページです。消費税の問題で、これは14年度決算で4,000万円近く補正を組んだ経過がありますが、補正というか、あれは運用の中で泳いできたと。全体としては5,000万円近かったと思うんですが、ことしの予算では1億1,606万円ということで、ほぼ倍化していますよね。事業が縮小している中で、この消費税。事業を縮小するということでは、当然、因果関係からなっていくと思いますが、倍になるという状況というのはどうなのかなと。この点の具体的な話を教えていただきたいと思っています。

それから12ページです。前納報奨金、これは15年9月に条例改正をされたという中で、次の補正でもありますけれども、300万円減額補正されていますね。これで見たときに、そういう影響力がないのか、単に対象が減少したということの中から、前納報奨金の金額が決められてきたのかということで、お聞かせをしていただきたいと思っています。

それから、13ページです。せせらぎ 水路の問題。清掃委託料808万円とい うことで、毎年さまざまなところで議論 になってきます。これは、14年度だっ たと思うんですけれども、45日間、中 央送水所の工事で送水が停止になったと いうことで、清掃費が250万円ほど減 額補正された経過があります。ご存じだ と思うんですけれども。水をとめたら、 そんだけのお金が浮いてくると見ていっ たときに、今の姿が本来あるべき姿で、 市民の方に憩いの場として喜ばれている ということは知っていますし、本来、そ ういうふうに進んでいってほしいという 思いを持っています。しかし、毎年大体 経費を節減して、今、2,200万円か ら2、300万円の間で、全体の管理費 が泳いでいると思うんですけれども、現 状を変えないで、例えば5年間、枯山水 みたいな話をさせていただきましたけれ ども、白い砂を入れておいて、また景気 が回復したら現状に返す。これは目的外 使用に当たらないと私は思うんですけれ ども。いただいた補助金を返還しなけれ ばならないという事情があるみたいです けれども、しかしこれは交渉の余地があ るんではないかと。わずかな金額の削減 というお考えかもしれませんけれども、 全体の下水を普及していくという観点か らいったときに、そのお金が随分普及率 を伸ばす、1割あれば起債を充当して、 それの10倍の仕事ができるということ ですから、そういうふうに考えていった ときに、これの工夫は、現状では恐らく もう限界ではないかと。市民の方の参加 とか、いろんな工夫の中で経費が削減さ れてきているという認識はしているわけ ですけれども、であれば、現状、施設そ のものを壊すとかいうことではなしに、 水を流さない方法。ずっとじゃないです よ。そういう工夫だってあるんじゃない かという気がするんですが、この点はど ういうふうに検討されてきたのか、教え ていただきたいと思っています。

それから、同じく13ページの、安威川淀川右岸流域下水道組合の負担金ですね、5億4,819万8,000円。これは、14年は3,800万円ほどの負担金が減額補正された。それから、15年の補正でも、約4,000万円ほど減額補正されてきていますね。これは、い

ろいろな安威川流域下水道の経営努力の 中から変化をしてきたと、私は認識しているわけですけれども。そういうものを 見込んで、ことしも予算化されているの かと。それは折り込み済みで、16年でいるのか、教えていただきたいと思います。 随意契約から指名競争入札になって、 般競争入札ということにも働きかけてな きたいといって、宮川参事なども答すなれていますから、この間のさまざまな努力がこういうところに実ってきていると 思いますが、この点の話を聞かせていた だきたいと思っています。

それから、14ページの水洗便所改造資金。これは先ほど言いましたけれども、25万円と30万円、36か月で返すということですけれども、期間の延長とか、まだ1人、保証人をとっておられるんですか。今、この保証人を対象に請求されている実態はどれぐらいあるのか。本人が払えなくて。そういう具体的な事例は幾つあるのか。非常に困っているという実態は、どうなっているのかということを教えていただきたいと思います。

年度供用開始されているけれども、まだ 行ってない、そういう人たちも対象にな りますから、これぐらいの費用が必要に なるのかなという気がするんですけれど も、700戸の割り出し方。それと同時 に、5、000円などということではな しに、何回も言いますけれども、できる だけ水洗化率を上げていく。ここにも書 いてありますけれども、ことしは93% と見込んでおられるんですけれども、こ れは実現可能なんでしょうか。今の状況 の中で実現可能なんでしょうか。特にこ とし融資制度でしたか、融資の中で1、 000万円ほど削られているんですけれ ども、それは啓発に回していくというん ですか、もうそれでは限度があるという ことの中で、さまざまな工夫をしていき たいと。具体的な形の中で水洗化率を上 げていくというお話でしたけれども、そ の中身について教えていただきたいと思っ ています。水洗化率を図るために、今の 市民の方の生活実態というのは、これは 何回も言っていますので、新たなメニュー が必要ではないかという思いの中からお 聞きをしています。教えていただきたい と思っています。

それから、15ページです。水道管の移設替え外5,300万円という形で組まれているんですが、水道の方も後で議論になっていくんですけれども、随分事業費を縮小しています。1億円余り、これは15年度。全体の計画も24年までたいたものを、22年とおっしているんですけど、それを4年延長して、平成27年まで4年間事業計画を見直したら、でするんではないかなという気がするんですけど。そうすると、水道との調整がどういうふうになっているのかと。どちらが主体性を持っておられるのかな

という気がするんです。よく市民の方が 見かけられて、年度末になったら掘り返 しているということと同時に、下水をやっ た後、また水道が掘り返しているとかい う、お金のむだ遣いではないかという、 現象としてはそういうことについて、税 金のむだ遣いという批判が上がっている んですけれども、この辺の調整が、どう 図られているのかという気がするんです。 この点を教えていただきたいと思ってい ます。

それから、補正予算の関係でお聞きし たいと思います。2ページ、繰入金6、 175万円、これは一般会計へまた戻し ていくということだと思うんです。余っ たお金はすべてまた一般会計へ戻してい く。この中身について、すべて基準外繰 り入れの金額に相当するのかどうかとい うことで、以前にお聞きしたときに、委 員長の方から宮川参事の方に、後日、質 問者に対してきちっと説明をするように という会議録があるんですけれども、こ の間、全然働きかけもありませんでした から、この際、改めて教えていただきた いと思います。忙しいと思うんですけれ ども、同じ質問が何回も出んように、一 般会計へ全部繰り戻すという、それが基 準外繰り入れ、私はそういうふうに認識 するわけですけれども、これも振り分け て基準内、基準外という形で繰り戻して おられるのかと。こんなしょうもない質 問を何でするんだというおしかりを受け るかもしれませんけれども。やっぱり、 当初予算化したことで下水道化を図って いくという点で、所管としての仕事があ ると思うんです。母屋が大変やというこ とはよう認識していますけれども、所管 としての仕事があるという思いの中から、 こういう質問をさせていただいておりま す。教えてください。

それから、市債です。これが5、53 0万円減になりました。これも事業の縮 小と、当初計画していた事業がそのまま できた。しかし、実際にはお金はそんな に要らなかったら、起債が認められなかっ たのかという気がするんですけれども、 この起債の減、これを教えていただきた いと思っています。やっぱり事業を進め ていくときに、単純に一たん計画したも のを全部もとに戻して少なくしていくと。 これは方針としてはわからんことはない んですけれども、しかし、16年はさっ き言いましたように、ばんと8億8,6 00万円もふやしているわけですから、 行ったり来たり、どこに主体性があるの かなと。全部整合性がありますという無 理な説明をされても、私ら一般にもなか なかわかりにくいわけで。この辺のこと を教えていただきたいと思うんです。

7ページの前納報奨金350万円が減っ ています。15年9月に条例制定とは影 響ないのかどうかということを、教えて いただきたいと思っています。それから、 先ほど言いましたけれども、安威川流域 下水道の負担金3,988万8,000 円。これの主な減になった要因。14年、 15年、こうして削られてきている。素 朴に思うんですけれども、14年は減額 補正になったときに、15年はそれは見 込めなかったのかという気がするんです。 ルールがそういうふうになったことの中 から、減額補正されたということであれ ば、15年当初の中で見込んでおくと。 16年当初の中で見込んでおくというこ とが普通ではないかと。事業を精査した 中で、全体として工事差金が出てきたか ら、それがこういう形で毎年出てくると いう説明でした。それはそれとして理解 するんですけれども、実態としてどうな んでしょうか、教えていただきたいと思っ

ています。

それから、同じような趣旨になるんですけれども、工事請負費2,000万円の減額になっています。設計費についても1,150万円です。こうして3,300万円ほどの下水道整備費の方では減額になっていると。そのほかに水道管移設補償、補填の800万円とか。この部分について、具体的に内容を教えていただきたいと思っています。

○木村委員長 宮川十木下水道部参事。 ○宮川土木下水道部参事 経営安定化計 画の中で計画期間が20年。その中で、 平成36年度までの計画でいくと21年 になるのではないかという点につきまし ては、平成16年度に8億8,610万 円という起債を新たに発行するわけなん ですけれども、許可がおりて、私どもの 方に起債額がおりる時期、これが16年 度の後年度になってこようかと思います。 当該年度の内容につきましては、20年 の計画で、3年間据え置くと。ですから、 3年分につきましては利息をお支払いす ると。この1回目の分が、恐らく16年 度では2回本来返済することになるんで すが、後期のお支払い分から始まるとい うことになりますので、20年といいま すその最終年に当たっては、平成36年 度の初期に、前期で完納という状況にな りますので、平成36年度までの内容と させていただいております。

また、安定化計画の中で縁故債という 状況の中では、10年で一括返済という 状況になるのではないかということにつ きましても、恐らく20年で、10年後 には一括返済ができるのか。できれば一 括返済、できなければ、やはり借り換え というような状況になろうかと思います。 今回の縁故債につきましても、まだその 辺が定かに言われておりませんので、確 かなことは申し上げられませんけれども、 今、そういう状況になっているというと ころでございます。

それから、安定化計画の中での回収率 が83.8%となっているという状況の 中で、全国平均は64%というにらみの 中で、平成19年での料金改定はどうい う状況なのかというお問いかと思います。 本来ですと、平準化債を発行しない場合 ですと、やはり繰入金は前年度とほぼ同 額程度のものを補っていただかなければ ならない。その中で、今回、平準化債と いうのを元金償還の中に入れている中で、 使用料に対する負担が軽減されている状 況にございます。ですから、そういうふ うな形で、計算上、突出した形で65. 4%から83.8%というような状況に 入ってくるのか。ですから、あくまでも これは見かけの回収率という状況になり ます。本来の平準化債を投入しなければ、 今そこに書いております平成15年度、 これも見込みですけれども、あるいは平 成17年度、この60%後半台の中で推 移すると思います。

それから、予算書の中で、5ページの 使用料、改定率を12.5%見込まさせ ていただくことで、約1億9,800万 円程度の増収になると試算しております。 繰入金の中の関係で平準化債はことしだ け投入するのかと、今後どういうふうに 考えるのかということについては、平準 化債につきましては、平成16年度の予 算がほぼ固まりつつある中で、大阪府の 方から連絡が入ってきたと。その中で平 準化債、今伺っているところでは、この 制度は10年ぐらいは続くであろうと。 私どもとしましても、今、一般会計の方 が非常に逼迫しているという状況の中で は、何年かの投入を考えなければならな いのではないかと認識しているところで

ございます。今のところ、財政課とも協議はいたしておりますけれども、当面、3年程度は平準化債の投入も考えなければならないのかと考えております。

それから、健全化計画と安定化計画との内容ということでございますけれども、健全化計画は平成13年に提出させていただいて、平成21年まで。健全化計画につきましては、現在抱えております累積赤字を解消する内容と。今回、安定化計画につきましては、平準化債を投入するとによります償還期間の変更をもって、世代間負担の公平性を図るという内容でございます。この安定化計画が生きていると。ですから、安定化計画が生きていると。ですから、安定化計画の中の21年までは健全化計画と整合をもって、21年に累積赤字を解消するという内容のもので計画いたしております。

安定化計画が期間20年で非常に長い。 こういう長い計画の中では、途中での見 直しが発生するのではないかということ については、確かに20年先を見据える のは非常に難しい状況にあろうかと思い ます。また、市財政の方もどれほど落ち 込むのか、あるいはどれほど好転するの か、ここらも非常に見きわめづらいとこ ろがございます。ですから、今回、平準 化債を発行させていただくに当たりまし て、今後、今申し上げましたように3年 程度は考えなければならないのではない か、また大阪府の方のお話では、10年 程度はこの制度は生きるでしょうという お話ですから、そこらの中で発行年度、 あるいは発行額、ここらの変化が出てま いるようであれば、また大阪府の方から 安定化計画の見直し作成の依頼を受ける やもわかりません。この辺はちょっと府 からも、その辺の話は明確には聞いてお りませんので、今後の状況を見据えたい と考えております。

それから、市債の発行におきます安定 化計画で示しております中で、元金の償 還以内での事業費の推移につきましては、 今、非常に赤字を抱えておりますから、 ともかく今のところは赤字を消したい。 その中で、やはり経費回収率が100% を見込めるまでは、今の起債発行額は、 できるだけ今後抑えてまいりたい。その 中では事業もしてまいらなければならな いですから、借金以上の事業は当面控え させていただきたい。この安定化計画の 中でも普及率も視野に入れて計画を立て ておりますから、今現状のものを踏襲し ている部分が多くありますけれども、や はりその中で、できるだけ下水道会計の 安定を図る上では、当面、元金償還金の 枠内で、整備を進めさせていただきたい と考えておる次第でございます。

6ページの中の受益者負担金の中で、 前年度に比べまして1,889万9,0 00円の減額している状況の中で、供用 開始がなされていて、負担金が入ってい ない企業があるのかと。前回も申し上げ ました、千里丘の方でと説明をさせてい ただいておりますけれど、その企業全体 の敷地部分が公共に受け入れる状況には ございませんで、受け入れられない範囲 についてはまだいただいていない。です から、その範囲につきましては、受益者 負担金を賦課していないという状況にご ざいます。

それから、ことし大口で、そういう受益者負担金の対象があるのかないのかは、 今のところ、今までのような大規模、大口に対する供用開始の範囲は含んでいないと認識しております。

8ページの中の、水洗便所改造資金貸付金返還収入で、改造資金の返還収入に つきましては、従前どおり、3年間の3 6回の返済でお願いしてまいりたいと考えております。改造資金の分と健全化計画の関係は水洗化率にも多少はかかわってこようかと思います。

11ページの節27公課費、消費税及び地方消費税の分で1億1,600万円強の計上については、年々使用料が増収の状況にあると。ですから、預かり税が増と。需用費が減少していく中では、課税にかかわる仕入れも減っているという状況ですから、その差は相反する状況になってまいりまして、消費税の負担が大きくなる。預かり税ですから、預かった分を納税するという内容です。

前納報奨金は、今まで、期別納付です とかいう形で、前納報奨をさせていただいたけれども、昨年9月に改 正させていただいた時点では、全期全納 をもって報償という制度にかえさせて報信という制度にかえる理全本を だいております。その中で、報知を もっております。その中で、報外を がという状況ですから、全期全納がます がにされていただいていた方と此べがよったというところで、今回、300万 円という計算をさせていただいております。今、計算上ですけれども、前期全納 していただけるのが、額にしまいの 6,000万円程度のものではないかと 試算しています。

予算書13ページのせせらぎ水路清掃 委託料808万円を計上させていただい ております。前年度におきましては、処 理場からの送水停止ということもあり、 その分については減額をさせていただい たと。また、水を流さなくても形態を維 持すれば、その管理費たるものは安くな るのではないかという内容かと思います。 ガランド水路をオープンさせて以降、い ろいろ工夫をしてまいってきたつもりで おります。その中では維持管理費につい ては、できるだけ抑えられるような努力 もしてきたと思っております。やはり、 事業目的が1つございまして、その中で は、処理水を流す施設。その処理水をな ぜ流すかということは、やはり下水道処 理水もこういう有効活用ができるいう目 的を持って、始めさせていただいた内容 でございます。ですから、水を流さなけ れば掃除はしなくても済むというだけで はないと思うんです。やはり、維持をす る上では、水を流さなくても清掃も必要 かと思います。もう一つは、やはりせせ らぎ水路清掃委託料の下にございます防 火水槽、これもあわせて掃除をいたして おりますけれども、やはりポンプピット と防火水槽という機能を持たせた内容で すから、水を切ってしまいますと、ここ らの機能も定かでなくなると。それはそ れで水をそこへためればいいじゃないか という条件づけにもなろうかとは思いま すけれども、今のところはあの状況を維 持してまいりたいと考えております。

同ページの中の安威川流域下水道組合 負担金につきましても、毎年確かに補正 という形で発生しております。この点に つきましても、今までの管理業務委託が 随意契約になってきたものを一般競争に 変えてきたと。そういうところの入札差 金といいますか、そういうものもござい ますし、そういう制度の中で、当初見積 額と最終の精算額との差が、毎年年度末 には補正させていただくという状況にな ろうかと思います。

14ページの水洗便所改造資金の貸付金で、貸付金の交付の折に保証人をつけていただいております。その保証人に対して請求しているのかということですが、ちょっと記憶の範囲で申しわけないんですけれども、1件、15年度におきまして、管財人の方から、お支払いができな

いと。配当をもって精算するという通知が来ております。貸付金につきましては、 使用料等と同じ扱いにはできないかと考えております。ですから、貸付金に対して管財人の通知のとおりの配当だけで済まされるとなると、保証人の方にその旨をお伝えした上で、貸付金の返済はお願いしなければならないと考えております。ですから、このような件数は余り出てこない状況にございます。

13ページの水洗便所改造助成金ということで、今回、5,000円で700件計上しています。15年度の方も130万円補正させていただいております。15年度は、489万円、件数にしまして978件を計上させていただいておりましたけれども、今回、130万円を減額させていただくことで、718件。まだ718件には達しておりませんけれども、そのような状況の中で、前年度と同程度ということで、700件で350万円を計上させていただいたということです。

補正の繰入金の2ページ、一般会計からの繰入金6,175万2,000円を減額させていただき、36億1,956万7,000円しておりますけれども、繰入金の基準内、基準外ということもございますけれども、歳出の方で総務費の一般事業ですとか、あるいは下水道管理費におきます水洗便所普及事業ですとか、あるいはポンプ場管理事業、ガランド施設管理事業等々の精算をした上で、今回、6,175万2,000円というものを減額したという状況でございます。

市債の発行額で、補正額でそれぞれ地 方債の発行が5,530万円の減少とい うことで、事業費の中で工事につきまし ても少なく、あるいは委託関係というと ころで、それともう一つは移設ですとか の補償関係、ここらの分が減少したとい う形の中での精査をもとに、起債発行を 減少したということです。

前納報奨金は、15年9月に改正させていただいて、制度の内容としましては、もうご理解いただいていますように、全期全納一括分だけになったことで、50万円の減額をさせていただきました。

安威川流域下水道組合の負担金は、今 回、640万円減額していますが、これ は、今年度完了を組合の方にお願いして いるんですけれども、最終精算によりま す減額がなされたものでございます。 ○木村委員長 粟屋土木下水道部次長。 ○粟屋土木下水道部次長 それでは、ま ず、人口普及率でございますけれども、 平成15年度末見込み、これはあくまで 見込みでございますけれども、全市で7 7. 7%、これは前年度と比べまして1. 1%の伸びになっております。その内訳 といたしましては、安威川以北が92. 15%程度、伸びといたしましては0. 08%程度の伸びでございます。一方、 以南でございますけれども、64.5% 程度、伸びにいたしまして2.1%程度 でございます。

また、平成16年度の予算編成に当たりまして、私どもが見込んでおります普及率の伸びでございますけれども、これは約0.75%程度を考えております。その中で、特に以南につきましては、1.4%程度の伸びを目標にいたしたいと考えておるところでございます。

16年度の伸びの予定、普及率0.7 5、また安定化計画、また従前の健全化計画の中では0.78%の年間普及率の伸びを計画いたしておるところでございます。この将来的な事業量、また人口普及率の伸びにつきましては、当面は、21年の累積赤字の解消に向けて計画いた しております。それとあわせまして、本市の健全化計画の中で、建設投資額の抑制がうたわれております。そうした中で、特別会計も同等であろうという解釈をいたしておりまして、当面は0.7から0.8の伸びで推移をさせていきたいと考えております。

36年までの長期の考え方でございま すけれども、先ほども宮川参事の方から ご答弁を申し上げておりますように、今 後の経済状況の推移でも変わろうと思い ます。その中で、安定化計画の見直しの スパンはというお問いにも関連するわけ でございますけれども、くどいですけれ ども、私ども、当面は下水道経営の安定 化を図ってまいりたいと。ある一定健全 化が進み、また本市の財政状況も好転す る情勢となりましたら、やっぱり建設投 資額も上げながら、整備進度を上げてい きたいという思いでございます。ただ、 それが今の段階でいつごろになるのかと いうのは、未確定要素もございますので、 長期にわたります安定計画の中では、普 及率の伸びを0.78%とさせていただ いたものでございます。

埋設同意の関係でございますけれども、 現時点で同意が得られていない箇所は、 市域全体で13か所でございます。延長 にいたしまして約2.2キロメートルと なっております。また、15年度におき ましても、従前から懸案でありました鳥 飼野々地域、東別府地域、これは14年 度から継続してさせていただいておりま す。新たに正雀本町一丁目地域におきま しても同意がいただけましたので、現在、 施工中でございます。

もう1点、16年度の予算におきましては、別府二丁目の味生体育館周辺の同意がいただけなかったわけですけれども、これも15年度の段階で同意がいただけ

ました。一方、鳥飼西四丁目地域の一部 につきましても、権利者のご理解をいた だきまして、同意もいただきましたので、 16年度の当初計画の中で予定をさせて いただいているところでございます。

特に東別府の今後の水神木以西を現在 させていただいておりますけれども、こ れにあと16年、17年度の2か年は必 要だと考えております。17年度で水神 木水路以西は整備を済ませてまいりたい と。そうなりますと、今後、水神木水路 以東の整備が継続的に必要となってまい るわけでございますけれども、以前から 申し上げていますように、その箇所につ いては所有権がまだ市にはなっておりま せんので、同意がどうしても必要だとい う状況でございます。ただ、以前からも ご答弁申し上げておりますように、相手 方は、特に開発区域までの、その当時の 道路拡幅の件、これに一番こだわってお られます。それからもう1点、近隣での 他の業者による開発行為の本市の認め方、 これにつきましてもいろいろおっしゃっ ておられるところがあり、またわだかま りを持っておられると思います。ただ、 今の段階では解決もしておりませんし、 正直、解決方法というのは、今段階では ないわけでございますけれども、先ほど 申し上げております18年度には、やっ ぱり施工もしてまいりたいと思いますの で、16年、17年の2か年で、これは 努力してまいりたいと考えております。

続きまして、国庫補助金の関係でございますけれども、予算書7ページ、国庫補助金でございますけれども、確かに前年度と比べまして当初予算比でも1,300万円の減となっております。これは、現在、面整備を行っているわけでございますけれども、末端環境の施工が多くなっており、補助対象路線が減少いたしてお

るという理由が一番大きな理由でございます。それともう1点、平成16年度の 予算におきましては、工事請負費を前年 度より増額させていただいております。 その関係で試算いたしますと、もう少し 国庫補助金の該当路線があると私は考え ておりますので、現在、大阪府に対して 追加要望はさせていただいております。 それに対して努力はしてまいりたいと考 えておるところでございます。

補助枠の拡大でございますけれども、これは以前もご答弁させていただいておりますけれども、従前から下水道協会、また大阪府の下水道促進協議会などを通じまして、国に対して要望、陳情を行っているところでございます。その結果かどうかわかりませんけれども、国では果からかわかりませんけれども、国では平成15年5月に国庫補助対象基準の運用の一部拡大が行われたところでございます。あらゆる機会を通じまして、今後ともさらなる拡大に向け、要望は行ってまいりたいと考えておるところです。

職員数の関係ですが、15年度の当初 予算の編成に当たりましては、下水道総 務費で11名、下水道整備費で15名、 合わせて26名計上させていただきまし た。15年度の補正におきまして、整備 費で1名減、合わせて25名が現有体制 となっております。今回、供用区域の拡 大等々によります組織充実という意味で、 機構改革をしていただくことになってお ります。下水道業務課、下水道管理課、 下水道整備課、3課によってなるわけで ございますけれども、現在の16年度の 予算計上に当たりましては25名の中で 割り振りをさせていただいております。 その割り振りの中身でございますけれど も、予算概要にも記載させていただいて おりますように、下水道業務課6名、下 水道管理課8名、新たにできます下水道 整備課に9名、合わせて23名計上させていただいております。先ほどの現有体制25名と23名の差の2名につきましては、一般会計へ計上させていただいたところでございます。この理由といたしましては、当然、下水道経営安定化のために、一般会計でお世話願うという内容でございます。

続きまして、水道移設の関係は、下水 道整備費の補償、補填及び賠償金につき ましては、16年度5、300万円計上 させていただいているところでございま して、これは下水道工事の施工に伴い支 障となります水道管、ガス管、その他の 地下埋設物また架空線等の移設替え費用 として計上させていただいております。 その中で、14年度の決算でご質問の水 道移設につきましては、構成比といたし まして約22%程度を占めておりました。 予算編成段階の水道部との協議でござい ますけれども、これは当然、我々が我々 として予算を編成した時点につきまして も、図面でご連絡申し上げています。ま た、市長査定が済んだ時点でも、水道部 へは連絡させていただいた中で、図上で はありますけれども、移設が発生する筒 所。また、水道部として移設とは別に整 備をされる箇所、そういうのは検討して いただいた中で、水道部の予算処置をし ていただいているところでございます。

いますけれども、これは当初は管渠の委 託の実施延長でございますけれども、こ れを2キロメートルという考えで予算計 上させていただいております。それとあ わせまして、味舌水路の水路の水の取り 込み施設、公共下水道または流域下水道 へ取水する施設の実施設計を計画いたし ておりました。そうした中で事業執行に 当たりまして、管渠の委託では事業量の 抑制等によりまして、実施させていただ いた延長が約1.8キロメートルでござ います。また、先ほど申し上げています 味舌水路の取り込みでございますけれど も、これはいろいろ大阪府などと協議、 調整を行いまして、味舌ポンプ場の水路 系ポンプの電気設備等の修繕で対応でき るということがわかりましたので、委託 は不要とさせていただいております。そ れが主な減の内容でございます。その他、 不明水の調査委託では140万円でござ いますけれども、執行差金が出てきた内 容でございます。

それとあわせまして工事請負費で、15年度で実施させていただいております 工事件数、これは15件させていただい ております。契約件数に直しますと23件でございますけれども、当初計画どおりすべての路線で工事を現在実施済み、または実施中でございます。延長にいたしまして約2.2キロメートルを施工させていただきました。そうした中で2,000万円を減額させていただくものでございますけれども、これは入札などの落札差金による執行差金でございます。

その他、整備費の中での安威川流域下 水道事業分担金、これも減額させていた だいております。これは安威川流域下水 道事業分担金の確定によりまして640 万円の減額をさせていただいたものでご ざいます。15年度の事業内容といたし ましては、中央処理場の雨水設備、また 電気設備の更新並びに水処理施設とか砂 ろ過施設、焼却炉の設備工事などを実施 していただいております。

最後でございますけれども、補償、補 填及び賠償金につきましても800万円 を減額させていただいております。これ は、現場での工事実施に当たりまして試 験掘り等、詳細な調査を行いまして、支 障にならないような管路の埋設位置、ま たマンホールを小型化することによって、 移設費を抑えた結果だと考えておるとこ ろでございます。

それと、市債の中でご質問をいただい ております、特に工事請負費になるわけ でございますけれども、執行差金、これ でなぜもっと減額せずに整備を延ばせな いのかというご質問でございますけれど も、これは先ほども申し上げましたよう に、平成15年度の予算編成に当たりま しては、人口普及率を0.6%程度の伸 び。また、その中で安威川以南地域では 1. 1%程度の伸びを目標といたしまし て予算編成をさせていただいております。 また、事業の実施につきましては、平成 15年の第1回定例会でお渡しいたして おります施工計画箇所図に基づきまして 実施もさせていただいております。執行 差金につきましては、先ほど申し上げま した人口普及率の目標値、これも達成す る見込みでもございますし、下水道特別 会計、また本市の経済状況等々を考慮さ せていただいた中で、減額補正をお願い いたしたという内容でございます。

○木村委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時59分 休憩)(午後 1時 1分 再開)○木村委員長 休憩前に引き続いて再開いたします。

山本靖一委員。

○山本靖一委員 最初の安定化計画の関係で、16年から36年と。期間としては20年という話なんですけれども、これは一般的にわかりやすい言葉として、きちっと整理して教えていただきたい。 先ほど20年間と言われたんですけれども、年度でいけばやっぱり21年間になっていくわけですから、文言の整理をしていただきたいと思います。

それから、縁故債というのは大体今ま で、10年たったら35%ぐらい返済が 終わって、あとの65%は一括返済とい うのが通常になっているわけですね。そ のときに金利がどうなっているか全然わ からないし、返すこともわからないとい うお話やったんですけれども、もう一回 翻って、このことについて、この計画を つくられたのはいつなのか。つまり、1 月27日に大阪府からそういう説明があっ て、市長査定は終わっていたけれどもこ れに飛びついて、国への計画を出された ということですけれども、どういう期間 をかけて、どういう調整をして、この計 画を練られたのかということをお聞きし たんです。平成25年に一括返済という ことは全く入っていませんし。これは当 然入ってくると私は認識するわけですけ れども、いいかげんな計画だと思います。

同時に、来年、再来年も平準化債については、財政としては入れていきたいと。 そうすると、もうことしだけの形で計画が出されているわけで、ことししか通用しないという計画になる。つまり、来年から35億円程度の一般会計からの繰り入れは、またもとへ戻すという計画になっているんですけれども、その辺で、来年も再来年も発行するという計画を持っておられるんでしたら、これは全くその場しのぎの計画と、市民的には受け取られるんじゃないか、私もそういうふうに受 けとめます。こんなことを議会の場で、 それから市民の方の目の前に出していく ということについては、非常に不誠実。 こんなでたらめな計画が、とにかく国へ 義務づけられているから出した計画です と、来年以降はわかりませんというのは、 そんなことをやっていたんでは、行政の 信頼性ということがかち取れないと私い き調整、どういう見通し、どういう資金 計画でこのことを是とされて提出されて きたのか。ということは一番大事な部分 ですから、教えていただきたいと思って います。

回収率の問題で83.8%になる。こ れは平準化債を入れたから単純に計算を したらそういうことになるんですけれど も、既に全国平均の64%を上回ってい ると、67%ということになるわけでしょ う、平準化債を入れなくても。そうする と、そういうふうな状況の中で、19年 の値上げについては、もう健全化計画の 中にリンクされているからということで、 15%の値上げはもうここに書いてある わけです。そうすると、去年の12月に 条例改正をして、12.5%引き上げま したけれども、そのときの議論の中身と して、単純に3年ごとに上げないという、 私はそういう認識をしとったんですけど、 ここでも15%、19年に上げるという ことを書いていたら、あの議論は何やっ たんやろということになるわけで、せっ かくいろいろと議論をして、市民の方の 負担を少なくしていきたいと。15%を 予定していたけど、12.5%に抑えて きたという経過がありますから、こんな ことを軽々しく国に約束していく、そん なことの姿勢が問われているんじゃない かということを聞いているわけです。国 に出すさかいに、とにかく数字を入れま したと。そういうものなのかという。ここに所管としての魂があると思うんです。何でこんな計画が簡単にどんどんつくられて、議会の議論も、市民の生活の状況も全く無視しているというように私は思うんですけど。大事な分やと思うんですが。この点はどうでしょうか。この平準化債については、本当にしっかりと。議会も問われますので、聞かせていただきたいと思っています。

20年間の計画ということの中で、これから財政状況もどういうふうに変化していくか。これは景気の関係もどういうふうに変化していくかわからないと。当面は3年ほどとおっしゃっているんですけれども、当面やなしに、こんな計画やったら毎年違う形で出してこないかんわけですから、しっかりとした下水の普及率、それから資金計画というものが必要になってくると思うんですが、そういう準備をしておられるかどうかということを聞かせてください。

これは、前の13年から始まった健全 化計画も翌年には見直しをしたという経 過があります。そういうふうに見ていっ たときに、今の財政状況とかいろんなも のの中で、もっと短いスパンできちっと した精査が必要になってくると。これは もう必然的にそうなってくるという気が するんですけれども、この辺はどういう ふうに考えておられるか、もう一回教え ていただきたいと思います。

それから、市債の発行の問題でお聞き したいんですが、新たには発行しないと。 つまり、償還の範囲の中で起債をしてい くということなんですけれども、私は市 民の方にこれで納得してもらえるのかな と。最初に言いましたけれども、市長の 基本姿勢、政治信条は公平ということで した。しかも、下水道の促進については 全く間違いがなかったというお話です。 そうすると、事業については、今言われ たように0.78%の人口普及率でいく と。こうなってくると、やっぱり三十数 年かかるわけですから、この辺の市長の 政治姿勢と、実際に事業をやらないとい う、財政状況としては認識していますけ れども、大事なことは市民との信頼関係、 市長が言われている言葉を裏づけていく ということだと思うんです。したがって、 この辺の市長の政治信条と、原課が今取 り組んでいる内容との乖離はないのか。 住民の皆さんに対する、こういうことで 合意が得られるのかと。三十数年待って くださいということで、ちゃんと説明を していけるのかどうか。毎年原課のとこ ろでは、ここをやってほしい、ここをやっ てほしいという矢のような催促が届いて いると思うんですけれども。そういう方 に対して、とにかくお金がないから待っ てくださいということだけで合意が得ら れるのかどうかという、この辺は非常に 心配するところです。納得いくような説 明を、市長の政治信条に照らしてお答え をいただきたいと思っています。

それから、受益者負担金の関係で今ご 答弁をいただいたんですけれども、私い 聞いているのは、供用開始ができるとだ う状況になっているところいさところが 益者負担金をもらっていないうことをあ るんではないかと。そういうことをあるい です。何個所か昨年はあるってい お話でした。供用開始状況に接もたい うにもかかららず、要益者負担金をもらず、 る計画がないから、受益者負力があること もしれませんけれども、そういうとを聞い もしれませんけれども、そういろいるので、質問者の質問をまともに いておられたら1回で終わるような話で すから、ちゃんとしていただきたいと思 います。

それから、水洗便所の改造資金の貸付 金、水洗化率の向上を図っていく上で、 さまざまな工夫をしていただきたいとい うことでお願いしました。ところが従前 どおりということですから、さっきもお 聞きしましたけれども、保証人との関係 で言えば、これは別にトラブルはない、 抑止力になっているというお考えがある のかもしれませんけれども、借りやすい 制度にしていくということ。それは期間 を延長するということもありますし、保 証人を取らないでも、実態としてはそん なに問題はないと。昨年、管財人の方か らそういう話が1件あっただけというこ とですから、自分の住居をきちっとして いきたいという思いの方が、そんなに踏 み倒してということにはならないわけで すから、そういう意味でこの保証人を外 していくという、借りやすい制度に変え ていくということも必要ではないかと思 うんですが、この点は教えていただきた いと思います。

それから、消費税の問題。事業分の関係を教えていただきたい。それから、さっき言いましたけど内訳です。これは、使用料が上がれば、当然それに附帯して消費税が上がるというのはようわかるんですけれども、ただし事業としては減少してきているわけです。全体として。ただ、昨年に比べて0.65から0.75やから0.1ですか。そういうことの関係で、もう少し内訳を、消費税が1億円かかるという内訳を教えていただきたいと思います。

それから、前納報奨金の関係で、実態 としてはそういう話なんですけれども、 何を聞いたかということは、条例改正に よって影響はないかということを聞いた わけです。昨年の9月に条例を改正した と。そのことによってどうなったかと。 全く影響なしに来ているということなの か。そのことを聞いているわけです。

それから、せせらぎ水路の問題です。 つまり下水処理水を使うことが目的で補 助金をもらっているから、水を流さない かんと。それは理屈としてはわかってい るんです。しかし、45日間水をとめた だけで250万円のお金が節約できたと。 せせらぎ水路の水を流すという目的に、 こんだけお金がかかるということが目的 なのかと私は思ったりするんです。当初 はそんな予定はしてなかったんと違うか なと思うんです。きれいな水やから流し て、本当に憩いの場としてということやっ たと思うんですけれども。これは物すご く栄養素の高い水ですから、当然、藻は 出てくると。ここまで金額がかかるとい うふうに当初は予定しておられなかった という思いがするんです。もちろんそれ は大事な事業ですけれども、しかし目的 外使用に私はならないと思うんです。つ ぶしてしまうということになっていった ら、それはそうかもしれないけれども、 いろいろな事情で、さっき言いましたよ うに45日も停水した経過があるわけで すから、そうすると、45日が100日 になったって、これは別に不思議じゃな いわけです。昨年、防火水槽も清掃して なかったわけですよね、停水のときには。 そういう答弁をされていました。したがっ て、向こう3年でも5年でもそういう工 夫、そのことについて、何も目的を変え るということじゃありません。大事な施 設ですから、せっかく投資をした施設で すから、しかし、今の財政状況の中から 見ていったときに、相談してみる必要が あるんじゃないかという思いがするんで すが、この点はどうでしょうか。

負担金の問題、安威川流域下水道の問題です。これで毎年精査をされて3,800万円、それから4,000万円返ってきたと。先ほど聞きましたのは、これは年度末にならなわからんということかもしれませんけれども、こういうものを組んで予算化されたのか。16年度は精査されているのかなと。一定、2年間の到達に立って、見通せるものがあると思うんですけれども、全然枠が変わっていないということで、そのまま予算化されたということについて聞いているわけです。その点、教えてください。

助成金の増額。ことしも700件、去 年は718件ということでしたけれども、 損して得を取れということは、言葉は悪 いですけれども、5,000円何がしが 本当に役に立つかどうか。ありがたいこ とはありがたいですけれども、1%の水 洗化率を上げていくということだけでも、 17億5,000万円ほどの使用料を見 込んでおられますから、それの1%とし て1、700万円ほどということになる んでしょうか。そうすると、そういう枠 の中で考えていったときに、できるだけ 水洗化を図ってもらえるための施策とい うことが、何回も言いますけれども、メ ニューとして必要じゃないかと思います。 同時に、この助成金の増額ということで はないんですが、1つ聞いておきたいの は、徴収漏れ、これは今裁判になってい る鳥飼銘木の方の問題もありますし、そ の後、料金の徴収漏れということもあり ました。仕組みとして、なぜこういうこ とが起こるのかと。3年も発見できなかっ たと。それぞれの経過があると思うんで すけれども、仕組みとしてそういうこと がないように、今、実態としてどれぐら いそういうものがあるのかなと心配する わけです。既にもうつないでいるのに料

金がもらえていないという部分について、 どういう認識をされているのかというこ とも聞いておきたいと思います。

それから、繰入金の目的。これはさっきおっしゃったんですが、基準外、基準内、これはどういうふうになっているんかということを聞いたんですが、これについては全く答弁がありませんでした。それぞれ一般会計から繰り入れて、委託金とか事業費とか、いろんなものですといるんなものというお金は全部基準外としているんだという認識をしているんだという認識をしているんだという認識をしているんだという認識をしているのに、全くお答えになっています。

埋設同意の関係で、17年度には実施をしていきたいというお話でした。そうすると、16年度中には埋設同意をもらえるという到達にあるんかなと。努力目標と掲げておられるのかどうか、その辺の裏づけみたいなものについて教えていただきたいと思います。

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。 ○宮川土木下水道部参事 経営安定化計画の計画期間は、安定化計画を作成するに当たりましては、期間は20年とはっきりうたっています。また、きょうお示ししました計画の様式も指定された内容の様式でございまして、平成36年から16年を引きますと21年という期間になります。ただ、返還に当たります期間20年という内容と、実態の年度でいきますと21年と、この違いはご指摘のとおりかと思います。ですから、正確には21年と申し上げた方がよかったのかと思います。

それから、資本費平準化債、民間資金

の活用ということで、縁故債であれば通 常一括返済ができるのかどうか、またし なければ存続はできないのかどうか。こ れも、先ほど申し上げましたけれども、 通常の縁故債は、10年で借り換えだと か、あるいは一括返済するのか、こうい う選択をしなければなりません。ただ、 今のところ、一括返済で途中で変えると いうような内容の話もございませんので、 今、私どもが持っている資料の中でご説 明を申し上げるとすれば、そういう内容 でしかご説明できない状況にあるという ことも、ご理解いただきたい。あと、平 準化債を3年ほど続けてということも視 野に入れているという形の中で、17年、 18年、もう財政の方も、それを期待し ておられるんじゃないかと。といいます のも、この平準化債を発行することで、 一般会計からの繰出金の抑制ができると か、あるいは今、財政の苦しい中で基金 を食いつぶしていく形の中では、その基 金の延命も図れるということも、財政課 の方では考えておられますし、私どもと しましても、その辺は当然、考えていか なければならないところじゃないかなと

回収率の件で、全国平均を上回っていると。12月の折に、この4月からの料金改定をお願い申し上げました。その折に、確かに料金改定に当たって、この時期に非常に厳しいご意見もいただいておりますし、それは認識している状況でございます。ただ、累積赤字を抱えたことで、平成13年度に出しております経営健全化計画の中では16年、19年の値上げをもって累積赤字を解消しているという1つの基本がございます。経営健全化計画も入った形での経営安定化計画を見込んでおりますから、やはり今の経営健全化計画が生きている状況の中では、

感じているところでございます。

19年度の料金改定15%、これはやはり見込まさせていただいた計画にさせていただいております。

平準化債の関係で、私どもも財政課も、 当面3年間ぐらいの発行を考えておると いう形の中で、16年度におきましては 8億8,610万発行するわけです。1 7年、18年の発行できるであろう額は、 ある程度私どももつかんだ形の中で、財 政課と目算をしているという状況でござ います。計画上には今のところ反映させ ておりません。といいますのも、そうい う内容での国あるいは府の指導のもとの 資料提出でございますから、ただ17年 にもし発行するとすれば、約9億7.0 00万円程度。平成18年度分につきま しては、約10億6,000万円程度を 発行額としては計算しております。ただ、 今のところまだそれを織り込んだ形での 経営安定化計画は作成しておらないとい う状況でございます。

供用開始ができているにもかかわらず、 受益者負担金の賦課ができていないのじゃ ないかと。受益者負担金で毎年供用開始 いたします折に、新たなエリアを確認し ておる状況ですけれども、その中で、整 備がされておって受益者負担金をかけて いない内容はないかと思います。ただ、 あるとしますれば、供用開始年度が9月 1日付で毎年行わさせていただいており ます。ですから、ことしも16年9月1 日に供用開始の手続を打つわけですけれ ども、15年度での事業で、既にでき上 がっている物件、そういうところにつき ましては、やはりその沿道の方のご意向 の中で、早くつなぎたいという申し入れ がございます。その分については認めて おりますから、あえて申すならば、そう いう対象戸数に対して、つないでいるの に受益者負担金がかかっていないという 状況になろうかと思います。ですから、 これは改めて9月1日付で受益者負担金 を納めていただく手続を起こすようにし ております。

それから、水洗便所貸付金については、 返還につきましても期間を延ばす。ある いは、借りるに当たって保証人をつけず に、ご当人だけでの申請で、もっと借り やすい制度にできないかと。非常にその 辺については考えなければいけない点か もわかりませんけれども、今の近隣を見 ましても、やはり保証人をとっておられ るところが多うございます。もう一つは、 やはり公金をお貸しするという中では、 やはり保証人というのはなかなか外しづ らいところがあるかなと考えております。 期間につきましても、私ども、36回払 い、無利息という状況の中では、こうい う期間についても、今のところ現状維持 で進めてまいりたいと考えております。

消費税の内容でございますけれども、 今年度、申告するに当たりましては、1 5年度分を申告する形になろうかと思い ます。その中で、課税売り上げとなるも のが約17億1,000万円程度ござい ます。課税仕入れにかかわりますものが 5億6,000万円程度でございます。 ですから、これらの精算の形でいきます と、課税売り上げで預かり税となるもの は5%ですから、約8,500万円程度 になろうかと思います。課税仕入れの方 が5億6,000万円程度ですから、2, 800万円ぐらいになるんじゃないかな と。そこらのところの精査の中で、今回、 計上しております1億1,606万4, 000円という額を計上させていただい ということです。

前納報奨金、昨年制度を改正していた だいたことでの影響については、昨年の 9月1日に受益者負担金を賦課させてい ただいたわけなんですけれども、今のところどうのこうのという内容の話は伺っておりませんので、影響という内容のものまでは、現状では今、つかんでおらないという状況でございます。

ガランド水路のせせらぎ水路の清掃の 件でございますけれども、私どもとしま しても、環境的に市民に水辺空間を提供 してまいりたいという気持ちは、当初よ り変わっていません。そのような中で、 本来、補助事業で受けておりますから、 その目的を達成する事業に対して補助を いただいておりますから、当然、状況的 には現状を維持していきたいと考えると ころでございます。ただ、いまだにやは り処理水をせせらぎ水に使うということ は、全国的にもそれほど多く取り組んで おられる状況でないと。大阪府下におき ましても、10例以内であろうかと思い ます。そういうふうな形の中では、維持 管理に対して水質をどういうふうに管理 しているのかとか、どういうふうな状況 で守りしているのかというところの特別 調書も会計検査の折に受けているような 状況ですから、そのたびに私どもとしま しては、状況的に当初目的を達成した形 で、水質につきましても、処理場から送っ ていただく水質をもって管理していると いう状況の報告をさせていただいている ような次第でして、確かに清掃回数を減 らせれば、維持管理費たるものも減少し てくるかと思います。しかしながら、や はりなかなか一たん流した水をとめると いうことは、非常に心苦しいところもご ざいますし、それと、維持管理費はこれ ほどの額を考えてなかったんではないか というようなご意見もございましたけれ ども、当初、維持管理費として毎年3, 000万円以上は必要であろうというよ うな認識ではおりました。その辺では、

できるだけ抑える努力をしているという 状況も、ご理解賜りたいところでござい ます。

安威川流域下水道組合の負担金の関係で毎年減額補正していることについては、毎年予算編成につきましては、組合の方から本年度の所要額という報告がございます。それに基づいて計上させていただいておりまして、やはり安威川流域下水道組合の方におきましても、経費節減を掲げておられますから、そういう形の中で、減額補正をしていただいていると。これは執行差金であったり、コスト縮減を図られた内容かなと考えておる次第でございます。

助成金の関係でございますけれども、確かに5,000円で、本当に喜んでいただいているのかどうか。この辺は私もじかに伺っておりませんけれども、今の現状ではやはりこの程度かなと。近隣付におきましても、助成金とそれから貸付金というものを設けておられますには助成金を見合わせてもらうと、貸付金を関けされた場合は助成金を見合わせてもらっというところいますので、助成金と貸付金とセットものでさせていただいているというところを、ご理解賜りたいと思います。

下水道使用料で徴収漏れ、決して見逃しているわけではございませんけれども、この徴収漏れにつきましては、1つは無届けでされる場合が多うございます。そのような状況の中では、啓発活動をしております担当職員などが、啓発活動の中で、つないでいますよ、しかしながら切り替えの手続きはなされていませんよというようなところの確認、あるいは現在、指定工事店において手続きを行っていただいておりますけれども、中には何かの

はずみで手続きだけがおくれて、現地の切り替えがなされて、業者の方も悪意はないんでしょうけれども、本市の方への届出がおくれていた、あるいは忘れていたという状況の中での徴収漏れ。この件につきましても、施主に事実を申し上げた上で、使用開始なされた時点からの下水道使用料徴収をさせていただくということを申し上げているような状況でございます。

繰入金の関係で、どのようにというお問いかと思いますが、基準内、基準外という形の中では難しい内容がございます。 歳出の中には、やはり見込んでいた額よりも少ない、多いというものも出てまいりますし、そういうところを精査してまいりますと、やはり使用料の収入額も見込んだ形の中では、一般会計からいたでは基準外という取り扱いになっているという状況です。ですから、その内容のものに対しては、一般会計へお返しするという手段をとっている状況でございます。

○木村委員長 粟屋土木下水道部次長。 ○粟屋土木下水道部次長 それでは、まず安定化計画におきまして、20年間の 財政状況もわからない中で、普及率の推移、また資金計画をどう考えているのか。 また、予算の中におきます市債の発行に 伴いまして、残された地域の方々の、市 長が常におっしゃっている公平性について、ご答弁申し上げます。

まず、安定化計画につきましては、先ほどもちょっとご説明申し上げましたが、まず平成21年度までは健全化計画に基づきまして累積赤字の解消を目的といたしております。15年あるわけでございますけれども、それ以後につきましては汚水の経費回収率を100%にする。こ

れは当然、汚水につきましては独立採算 制の原則がございますので、これを10 0%に持っていくという前提の中での安 定化計画でございます。そうした中での 事業費の推移。また、普及率の推移になっ てくるわけでございますけれども、先ほ どもご答弁申し上げておりますように、 平成15年度末見込みの人口普及率は7 7. 7%程度でございます。そうした中 で、残り約20%強の早期下水道整備と あわせまして、経営の健全化を図るとい う2つの大きな課題があるわけでござい ますが、特に経営の健全化につきまして は、その成否が市全体の財政運営にも影 響を及ぼしておりますし、ひいては下水 道整備の進捗にも大きく左右するわけで ございますので、当面は整備促進よりも、 経営健全化を優先すべきであると我々は 考えております。しかしながら、委員も 仰せのように、下水道経営を健全化を進 んだ折り、また市財政も好転する兆しが 確実となれば、整備進度を上げることも 必要になってこようと思います。そうい うときには、この安定化計画の見直しと いう問題も出てくるかもわかりませんけ れども、我々としてはその財政状況に応 じた見直しも必要だと考えております。

ただ、全体論としては、私どもはあくまでも下水道を担当させていただいておりますので、この安定化計画よりも、できるだけ前倒しにはしたい。また、一日も早く100%の普及率に持っていきたいということは常に考えて、ある一定、工事につきましてはコストの縮減なり、いろいろなそういう面で整備進度の促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、東別府二丁目地域の埋設 同意の関係でございますけれども、平成 14年度にご理解をいただいた中で、水 神木水路以西は工事着手させていただい ております。16年度におきましても、 また後ほど図面を見ていただいたらいい わけですけれども、延長約97メートル の計画で計上させていただいております。 先ほど答弁いたしましたのは、その16 年度が済みましても、もう1路線程度が 水路以西に残ってまいりますので、水路 以西は16、17年度の2か年が必要と 考えております。ということは、18年 度以降、我々の希望といたしましては、 途切れることなく水路以東も図ってまい りたいと考えております。そうした中で の交渉を進めておるわけでございますけ れども、以前の開発当時の問題、課題等 がございまして、いまだ同意は得られて おりません。また、どういう解決方法が あるのかというのも、いろいろ探ってま いりました。しかし、現時点では方法が 見つからないというのが現状でございま す。ただ、残された2年、我々としては 精いっぱい相手方と交渉、また誠意を持っ て協議する中で、同意をいただけるよう に、これは頑張ってまいりたいと考えて おるところでございます。

○木村委員長 山本靖一委員、並行して いる分もあるようですけれども、精査を してひとつ質疑してください。

〇山本靖一委員 最初の大事な問題で、これは下水だけの話ではなしに、さっき言いましたけれども、財政がそういう意向を持っているし、同時に下水の方もそういう認識をしている。しかし、出てきた計画は、16年の平準化債のお金だけ。全体として30億円ほどのお金を新たに借り入れようという計画を持っておられるわけでしょう。そうすると、ここだけの議論ということにはならないと思うんです。これは委員長、ぜひ摂津市の全体の財政にかかわる大問題ということの認識で、このままこの計画を、はい、よし、

委員会として了承したというようなこと。 そういうことにはならないと思うんです けれども、そんなことをやったら、やっ ぱり、議会として何をしてたんやという ことが問われるんではないかと。大事な 問題として、本当のことを示していくと。 こういうしんどいときだからこそ、情報 公開と言うたらおかしいですけど、市民 の信頼をかち取るというのは、正しいこ とを伝えて、その上でいろいろ理解をし てもらうと。ここのことなしに、市政の 信頼を得られるということにならないと 思うんです。そういう意味で見ていった ときに、来年は早速もう9億7,000 万円、18年は10億円を超えるお金を 借りようと。大体そういう腹で今来てお られるわけですから、そんことを考えて いったときに、全体の財政状況、18年 までとなっているみたいですけれども、 下水のあり方、それから市の財政のあり 方、そういうことの中できちっとした説 明、同時に私たち自身もそういうことに ついていろんな提言ができるようであれ ば、これは大事なことだと認識している わけです。何も下水をおくらせていいと いう認識はだれもされていないし、財政 が破綻していいというそういう認識では ないと思うんです。

したがって、こういう大事なことを、こういう文書だけにしてしまうと、これは1人歩きすると。そのことが真実ということになっていきますから、そういうことについての整理をしていただきたいと思うんです。こんなええかげんな計画ですけれどもということで上げられるもけれども、少なくとも19年にはまた15%値上げするということも書いておられますし。大事なことはちゃんと計画に載っていない。そういうことを危惧する

わけです。大事なことやと思うんですけれども。これは、きょうの場所でご答弁はなかなか難しいかもしれませんけれども、これは委員長の方で、ぜひそういうことの責任を持ってお答えできる人が、少なくともこの計画について、どういう形で市民の方に説明をしていくのか、議会の理解を得ていくのかという、そういう誠意ある答弁を、ひとつその場所でも段取りしていただきたいということを、お願いしておきたいと思います。

それから、水洗化融資の制度の改善の 問題で、これは保証人をとっている制度 についてトラブルはなかったというお話。 実態として問題はないという認識をする わけです。そうすれば、やっぱり借りや すい制度にしていくと。そのことが、先 ほど言いましたように水洗化率の向上に なっていくのではないかと思うんです。 当面のお金にきゅうきゅうして、そうい う知恵も出てこないとなってきたら、こ れはほんまに企業経営としてはなってい かないと思うんです。やっぱりサービス をどういうふうに考えて、要求された商 品を開発していくかということは大事だ と思うんですけれども、16年も同じよ うな状態という点では、非常に寂しい気 がします。これは、ぜひ考えていただき たいということにとどめておきたいと思っ ています。

消費税の問題も、計算の問題ですから、 それは割り返していったら出てくるということなんですけれども、そういう単純 なものでいいのかなという気がしている わけです。事業費を拡大することによっ て、いろいろとこれまでの経過、答弁を 見ていったら、いいのか悪いのかようわ からないと。どうせ後年度負担が出てく るからというお話でしたけれども、やっ ぱり先ほど言いましたように、市長の政 治信条、公平からいったときに、進めていくという方法だってあるではないかと。 起債の起こし方だってあるではないかと。 この点も、改めて議論する必要があるんではないかという思いがします。この点は、もう答弁は結構です。

それから、前納報奨金の関係は、条例で変化はないということなんですけれども、税金の関係とか、いろいろ新聞報道などを見ておりますと、そのことによって納入率が落ちたという報告があると聞いてよっています。この件については、もう条例改正したわけですから、とやかもしれらうりにはなかなかなりにくいかもしれんられども、しかということについて、どういう現象があらけれども、しかということについて、とういうは変があると思うんです。これは注意をして、そういう点での努力をお願いしておきたいと思います。

せせらぎ水路の問題。現状で水を流し ていくということには変わりがないと。 担当としては流していきたいというお話 です。そうすると、百歩譲りまして、お 金がかからんような工夫はしてほしいと。 3,000万円を予定し、今2,200 万円やから、800万円は努力したやな いか、ええやないかということには絶対 にならないということですから、この時 期に、そのお金の持っている重みは一番 よくご存じだと思うんです。このところ に3,000万円のお金、あるいは2, 200万円のお金を入れるんやったら、 全体ではないですけれども、福祉減免と かいう考え方だってあるわけですから、 そういうことについて、やっぱり認識し ておいていただきたい。同時に、踏み切 るかどうかは別にしても、先ほど言いま したように、会計検査院の話とかいろい ろありましたけれども、何も現状の施設 を壊してしまうということではないわけ で、当面そういう景観を損なわない程度の運用の仕方があるんではないかと。そういうことについての相談はできるんではないかという気がするわけです。こんなにたくさんの経費がかかるということであれば、幾ら国が旗を振っても、恐らくほかの自治体、私もやりたいということが大事かとにならないと思うんです。これは、ひとつ教訓にしていくということが大事かなという思いがするんですけれども、この点での考え方を、もう一回教えていただけますか。

それから、安威川流域下水道の問題に ついては、引き続きさまざまな工夫をし ていただくように、事務方として提言な り要望なり、繰り返していただきたいと 思います。

助成金5,000円の問題、これも先ほど言いましたけれども、5,000円なんかという形では、なかなかという思いがするわけです。本当に水洗化の障害になっている分、アパートとか、いろな障害があるということはわかるんですけれども、しかし年金暮らしの方とか、なかなかそういうお金が今出せないとかったからなかるわけですから、水洗化率向上を図っていく上で、基本的になっていくと思うんですけれども、こういう点での考え方、もう少し前向きになるような形にお願いしたいと思っています。

水道でも質問をしていきたいと思っているんですけど、今の基本料金8トン、10トン、20トンという仕組みになっているんですけれども、設備投資の間はなかなか基本料金は下げるということにはならないかもしれませんけれども、しかし、全体として下水道の基本料金の関係で言えば、約6億円ですか、5億9,000万円余りだったと、どこかに載っ

ていたような気がするんですけれども、 実際には8トンを使っていない家庭、1 人暮らしの家庭なんか随分あると思うん です。福祉減免が削られているような状 況の中では、実際には使っていない水の 量、下水の量までを負担するということ については考えていくと。つまり、5ト ンの基本料金とか6トンの基本料金を設 定するということによって、実際には使っ ていない水のことまで払う必要はないと。 これが1つの考え方としてあるんではな いかなという気がするんですけれども、 水洗化率を高めていく上、同時に今、既 に供用開始されている方についての負担 を軽減していくという考え方の中で、そ れはどうなのかということを、この際、 もう一回お聞きしておきたいと思います。

料金の徴収漏れの問題で、これはいろんなケースがあることを、私も今お聞きをしたんですけれども、新築をされるとか、開発のときはそうではないかもしれませんけれども、住宅の改造とかいろってはときに漏れているということになったが出てきたいると思うんですけれども、少なとときには、開発指導課との関係、いろいろと出てくるわけですから、あらゆるところでチェマクができると。つまり、システムとしてくるかけですから、カステムというないう料金の徴収漏れができないということを聞かせていただきたいと思っています。

それから、基準外、基準内の繰り入れ というのは、繰り戻しのお金は全部基準 外というような乱暴なお話ですけれども、 これはそれぞれのお金が、工事差金、い ろいろな形で委託金も含めて出てきた。 それは全部基準外やから繰り戻すという のは乱暴な議論ではないかなと。一般会 計からの繰り入れのお金、それぞれずっ と理由をつけておられるわけですから、 余ったお金は全部基準外で一般会計へ戻 すというのは、これも乱暴な議論だと私 は認識するわけですけれども、これはきょ うのところはよろしいです。もう一回、 また機会を改めてお聞きをしていきたい と思っています。

安定化計画は、22年以降ということ で、健全化計画に継いでいくということ ですけれども、これもさっきも言いまし たけれども、随分乱暴な計画だと。ずっ と足していっただけと。そんなことには 絶対にならないと私は思うんです。もち ろん20年先まで見通して、こんな計画 はつくっておられると思いませんけれど も、健全化計画そのものも、やっぱり見 直しが必要だと思っているんです。今の 時点で。到達点に立って、健全化計画そ のものについて、どういうふうに認識を されているのか。全体の財政計画があり ますから、単純にいかないというのはわ かりますけれども、既にもう出発してい る問題については、そのときどきについ てきちっと見直していくと。それを示し て市民の方の合意を得ていくという、そ ういう作業はどうしても必要だと認識す るわけです。したがって、この点の考え 方を教えていただきたいと思っています。

公平性の問題は、さっき言いましたけれども、市長の政治信条ということでいったら、これは二十何年間も待てということには絶対にならないと思います。安威川以南については、やっぱり30年以上かかるわけでしょう、今の計画でいったら。これは担当としてはお答えにくいお話かもしれませんけれども、そういうことを1つ1つ市民の方が見られて判断をすると。市長に対する信頼とか、そういうものではなしに、行政に対して、あるいは議会に対しての信頼感はそういうこ

との中から財政再建も進んでいくし、市 政のさまざまな施策についても進んでい くと私は思うんですけれども、一番肝心 かなめの信頼性が、こういうところで損 なわれるようなことがあれば、これはずっ と尾を引いていくという思いがするわけ です。常々説明責任とおっしゃっている わけですから、これもあわせて、きょう でないかもしれませんけれども、委員長 の方で整理をしていただきたいと思って います。

東別府の埋設同意の以西のことについ ては17年、これはそういうことなんで すけれども、18年のことについてはご めんなさい、全く私の認識違いで、まだ 緒についていないと言うたらおかしいけ れども、まだ全然今までと同じというこ とであれば、この間の経過について、も う一度15年はどういう努力をしてきた のか、16年はどういう努力をしていこ うとしておられるのか、努力目標はわか りました。例の水路の占用の問題をめぐっ て、新たに信頼関係が損ねられたのでは ないかという思いがしているわけです。 そういうことも踏まえて、この埋設同意 をかち取っていく。随分大きな面積にな りますから、この点での見通し、あるい は自分たちとしてどういうふうに頑張っ ていこうとしておられるのか、具体的に 教えていただきたいと思います。

○木村委員長 平準化債の問題は、予算 査定の最終段階のときに大阪府の方から 説明があって、財政担当者がそれを聞い てきて、庁内的にいろいろと議論をされ て、摂津市の今日の財政状況、その辺の ことを踏まえながら導入していこうとい う判断をされた経緯があると思います。 きょうは同時に総務常任委員会が開会さ れておりますし、ここに担当部長に来て もらうということもちょっと難しいよう ですし、そういう点では、とりあえずは 16年度平準化債を導入していったこと を念頭に置きながら判断をしていただく ということで、きょうのところはそうい う形で判断をいただいて、今後の問題と して、やはりその辺の繰入金の問題もあ りますし、もう一つは、今指摘のあった 公平性の問題からしても、そういう平準 化債を導入する中で、いろいろとやりく りをしながら、事業をもっと進めて普及 率を上げていくということをやっぱり考 えてもらわないけませんし、そういう点 で、今後、財政担当しの方との十分な協 議をしていただいて、しかるべきときに そのことについて説明をしていただくと いう形で、きょうは山本靖一委員の方も、 この辺で議論が並行していますし、おさ めていただいて、とりあえずは16年度 の導入ついての賛否の判断をしていただ くという形で、委員長としてお願いした いと思います。それ以外の部分について ご答弁願います。

宮川土木下水道部参事。

○宮川土木下水道部参事 ガランド水路 のせせらぎ水路の件は、大きな課題かと 思います。ですから、今後とも状況をど ういうふうにするかということも踏まえ た形で、今後の取り組みを一度精査して みる必要もあるんではないかと思うところでございます。

助成金にかかわりまして、水洗化への障害になっているのではないかと。私どもとしましても、今後、近隣市の動向も見据えた形の中で、また新たな動きが見えるようでしたら、そういうふうな形でのことも検討していかなければならないのではないか考えております。

料金徴収の問題の件、これは非常に私 どもも何か月もさかのぼって徴収すると いうところについては、本当に心苦しい ところがございます。しかしながら、そ ういう形での対応をしておりますから、 委員ご指摘のとおり、都市開発課から、 やはり確認申請も回ってくるという状況 でございます。その中では、都市開発課 の方からそういう内容のものが回ってき ます。その折には、新築物件におきまし ては確約書というものを出していただい ております。これは公共下水道の供用開 始区域内の建築であれば、指定工事店を 使って排水設備を行いますよというよう な内容の確約をいただいている状況です ので、この辺のところは、何かの手違い で、あるいは漏れがあったやもしれませ んけれども、そういう状況で、私どもも 申請者に対してそのような申し送りをし ている状況でございます。

○木村委員長 粟屋十木下水道部次長。 ○粟屋土木下水道部次長 東別府二丁目 の同意の件でございますけれども、17 年度をめどに、水路以西は整備を終わら せてまいりたいと私どもは思っていると ころでございます。18年度以降の事業 着手に向けました取り組み、14年度は どうか、15年度はどうであったかとい う内容でございますけれども、全体で1 3か所に対します対応といたしましては、 15年度では交渉には15回程度参って おります。その中で、ご指摘の東別府二 丁目につきましては、14年度で4回、 15年度は3回参っております。その中 でいろいろ相手さんからお聞きする中で、 近隣での開発行為の本市の認め方、これ もおっしゃっているのが現状でございま す。ただ、そうした中で、本市の考え方 であります大阪府の関係その他をご説明 申し上げているところでございます。

ただ、今までの努力のお問いでござい ますけれども、非公式ながら一部はいろ んな条件提示というのは相手方からも出 てきた経緯はございます。しかし、それに至っていないのが現状でございまして、解決方法、今の時点では見つかっていないというのが現状でございます。ただ、残された2年、これはいろいろの方々の協力、またご指導、お知恵もおかりしながら、これは頑張っていくしかないと考えているところでございます。

○木村委員長 山本靖一委員。

○山本靖一委員 もう置きますけれども、 一番大事な問題で、先ほど委員長は16 年の平準化債ということで、とりあえず これについては理解しながら、後日の機 会にというお話でした。それはそれとし て、こういう大事な問題について、これ がそのままずっと生きていくということ になれば、これはやっぱり市民から、全 体しての信頼関係にかかわってきますか ら、財政ときちっと詰めた段階で、どう せもう17年、18年、そういうことで 平準化債を発行するということを決めて おられるみたいですから、そうすると、 そのことがきちっと、もうちょっと調整 できた段階で、これはもう全体の議論に 付すような形をぜひやっていただきたい と。でなかったら、このまま委員会とし ても了としたということになりますと、 委員会そのものが問われるし、議会全体 としても問われると私は思うんです。全 体の財政計画。そういうものがわずかな 時間の中でまともな議論をされんと、と りあえず当てはめていかれたと、私はそ ういうふうに認識しているんですが、非 常に乱暴なものだと思っています。そう いうことでは絶対に信頼を得られないと 思いますので、これはぜひそういう形で、 早期に調整がついた段階で、やっぱり議 論に付すようにお願いをしておきたいと 思います。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 今、事業の経営安定化計画書をいただきまして、今もご意見がありましたけれども、私も本当にこの件につきましては、真剣に取り組んでもらいたいと思います。また、長期にわたりますから、人が変わって、ただ単なる引き継ぎで運営するのではなくして、毎年毎年職員の方が真剣に取り組んでいただいて、安易に19年の値上げについて考えずに取り組んでもらいたい。これは要望をしておきま。

予算概要の178ページの水洗便所改善資金貸付金の返済の件でありますけれども、以前、決算でもご提案させてもらったんですが、返済について使用料と一緒に徴収できないものか。大阪ガスの例を出しまして質問をしたと思いますけれども、その後、検討をしていただいたかどうかお願いいたします。

179ページの不明水の調査委託料に ついて、どのように調査されるのか詳し く教えてもらいたいと思います。

ガランド水路の件もいろいろとご質疑がありましたけれども、その中で水槽部分について質問をさせていただきます。この間、私も、水質について何とかできないものかと、いろいろと業者の方とか研究されている方にもご相談して、あそこの件に取り組んだことがございます。最終的には水質の件で無理であるというよがありました。その後、魚も、水槽でありながら魚を飼えないという状況で、そのままの状態で今日まできておりまが、何らかの改善策は持っておられるのかどうか

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。 ○宮川土木下水道部参事 概要178ページの水洗便所の改造資金の返済を使用料 と合わせて徴収できないのか。ほかの企業との確認はとれているのかどうか。使 用料につきましては、上水道の方へ徴収 委託をさせていただいていると。この貸 付金の分についてまでの請求行為は委託 しておらない状況にございます。ですか ら、自動的に徴収できる、これほどあり がたい制度はないかなとは思うんですけ れども、今のところ、その36回に分割 した形で個人納付していただいている状 況にございます。

使用料と合わせて徴収するという形の中で、まだちょっと具体に大阪ガスなど企業の方の問い合わせはしておりません。ただ、恐らくそういう企業は、1つの企業の中で使用料と何か貸した内容のものに対しての負担を求める手続を、同時期にできるようなセットものをやっておられると思うんです。ですから、その辺がどういうふうに私どもとうまくリンクし合うのかわかりませんけれども、ちまだ確認はしておりませんけれども、また機会がありますれば、確認させていただきたいと思います。

179ページの不明水対策調査という ことで、非常に不明水が多くなりますと、 維持管理費に大きく響いてまいりますか ら、できるだけ不明水は少ない状況で保 ちたいと考えております。下水道計画の 中には20%程度の地下水を見込む計算 はいたしておりますけれども、やはりそ ういう量的に不明水が入ってまいります と、維持管理費の方に響くという関係で は、できるだけ少ない手立てをとりたい。 この内容につきましては、以前に流域下 水道幹線の方で不明水といいますか、エ リアから入ってくる内容の中で、どれだ けの量がこのエリアには多い、少ないと いうのを、ある程度つかんでおられます。 そのような形の中で、私どももその幹線 の中で多いと言われるところであれば、 やはり何らかの形で不明水なのか、ある

いは使用水として入っているのか、あるいは誤接があるのか、この辺のところも 確認しなければならないと思います。

以前は水量調査というような形で、昼間、夜間というようなことをやっておりましたけれども、本当に局所的にポイントが定かになるんであれば、そこをとめることが一番不明水に対しての改善策かなと考えておりまして、16年度は、容さと考えておりますから、1点の内容はできませんけれども、エリアを小さく細分化した中で、テレビカメラでその確認した内容を、改めて補修の方法をいろいろ模索し、不明水対策に取り組んでいきたいという内容で、今回は、主にテレビカメラを入れた形で、その不良箇所を探していくものです。

ガランド水路の水質の問題ですけれど も、私どもが一番心配しておりますのは、 水路を流して、その中で本来遊んでいた だく、気候のいい時期には、そういうと ころで水に親しんでいただくという形の ものでつくった内容ではありますけれど も、やはり処理水ですから、「口にしな いでください」とかの表示もしなければ ならない状況でございます。もう一つは、 窒素、燐が多く含まれており、光合成に よるコケが、天気のいい日には非常に繁 殖するという状況です。ですから、今の ところ、大阪府の処理場の方で、一定放 流水に対するBODですとかSSの基準 値をクリアした形で放流していただいて いて、なおかつせせらぎに使っている中 で、大腸菌等の関係もございますから塩 素滅菌、この辺のところを非常にシビア な形で管理して送っていただいていると いう状況です。

ただ、富栄養化の処理水の中で、コケ を抑制する方法。この方法で、私が今、 認識している範囲では、塩素をもっとほ り込めば、コケが生えるのも抑えること ができると伺っておりますけれども、余 り塩素をきつくしてしまいますと、今度 は下流におります魚、このあたりに影響 も及びますので、どの辺で量を調整して いくかというところが、非常に難しいと ころかと思っております。ですから、当 面は大阪府の処理水として送っていただ く中で、大腸菌という、この範囲がせせ らぎに見合う数値に維持できるような監 視をしていきたいと。それが余りにも数 値が大きくなるようであれば、何らかの 形で、大腸菌対応をしていかなければな らないのかなという状況におるところで ございます。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 貸し付けの件で、先ほど山本 委員からもありましたが、保証人の件な んですが、関連しまして、大阪ガスを例 に出したのは、大阪ガスについては、 千円から何十万円という器具が販売された。 それを購入するときに、 にいう形で料金と徴収して分割方法になける では、大阪ガスについます。私の記憶では、大阪ガスには保 証人をとっていないんです。ですから、 をとっていないです。ですかたださ、 私がこの件について検討をしていただら、 お願いしたわけでありまして、可能かというのはそういう自もありまして、 お願いしたわけでありまして、可能かと かお願いしたいと思います。 要望してお きます。

不明水はわかりました。素人ですから、 丸い管が入っているのにどこから漏れる のかなという思いがありまして、また個 人的に伺いますので、技術的なこともそ のときに詳しく教えてください。

ガランド水路の件につきまして説明の中で、水質の件というのはよくわかっているんですが、水質の件によりまして、

水槽部分が使用できていないんです。その件について、そのまま今後、水槽部分をあのままにしておくのかどうかということをお尋ねしているわけですので、その点をお答えをよろしくお願いしておきます。

○木村委員長 宮川十木下水道部参事。 ○宮川土木下水道部参事 ガランド水路 の水槽部分をどうするのか。ガランド水 路を計画しました折りに、水路ですから 高いところから低いところへ流れる。そ の中で、あの部分につきましては、既設 道路との関係でアンダーパスになるとい うような状況です。ですから、いかに水 を皆さんに有効にお示しできるかという ことで、いろいろ考えてみました。その 中で、もうパイプで圧送するという1つ の方法。それから、やはり距離も長くな りますから、歩く中での変化を何かで工 夫できないかという形の中で、水槽を考 えたわけでして、これほど処理水が光合 成の中で、コケが非常に早く発生し、そ の進度たるものや、もう想像以上の状況 でございまして、当初は水生動物を入れ て、歩きながらのぞいていただいて、そ のものを鑑賞していただこうというねら いではありましたけれども、結局はガラ ス面といいますか、水槽をのぞける面の 清掃がとてもじゃないですけれども、並 みでは落ちない。あげくの果てにはもう 曇ってしまって、何がどないなっている のか、水さえどういうふうになっている のか、もう非常に哀れな状況になったも のですから、やむを得ず水路の部分とい いますか、水槽の部分の水をためない状 況にさせていただいたと。

その後、どう活用するかというところなんですが、1つは維持管理で清掃を必要としますし、一番低いところですから、一番低いところから水を抜いた形で清掃

を容易にしようという考えのもとで、一 番低いところには水を抜く栓も設けてお ると。ですから、のぞいていただく分に ついては、植物でも並べてみればと思う んですけれども、橋の下になるという関 係上で、日差しを遮る部分もございます。 ですから、余り植栽にもそぐわないのか なと。生物を入れてしまいますと、また ぞろ見えにくい状況になりますから、今、 どういうふうな活用をするかというとこ ろは、せっかくあれだけの側面からのぞ ける窓をこしらえていますから、何らか の工夫で何か利用しようと思っているん ですけれども、今のところ、これという 案にまでは至っていないというのが現状 でございますので、また何かいい案があ りますれば、ご提案いただければ参考に させていただきたいと思います。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 提案ということでありますが、 本当に私も知人に頼みまして、わざわざ 須磨の水族園まで、ガラスにつくコケを 除去するのに行っていただきました。ワイパーのような形で自動的にこすりなが ら取る方法もあるかなということも言り ながましたけれども、最終的にやはま ということであるならば、生物がだめな らば、できたら何かアート的なものでも 描いて、あの地下道をもう少し楽しい通 路にしてはどうかと思います。

いろんな方法を考えておられると思いますけれども、そのようにして市民から、失敗だったんではないかという話も出ているんですけれども、現実に水質であの水槽部分は失敗だと思います。ということであれば、そういうような形で、市民の方の楽しい通路になるように改善をしていただきたいと要望しておきます。

○木村委員長 柴田委員。

○柴田委員 安定化計画と健全化計画のことについて、36年までの計画をいただいているんですが、1つはどうしてもこれは出さなければ起債の発行を認めないということで出されたんですが、そうしたら、来年また起債を発行するとき、同じようなものを出していかないかんのかどうか、そういうことが1点です。

この中でもう既に19年には10%か ら15%の、21年までの間の期間で料 金改定をということを見込んだことだと いうことを、先ほどから説明を受けてい るんですけれども、これは実は去年の下 水道料金改定のときに、我が党の方から、 非常に今の時代に料金改定については慎 重に考えるべきだと。しかし、いろいろ な将来のことに向かって、今回の料金改 定については、我々も最大の努力といい ますか、考え方をめぐらして賛成をする。 しかし、今後は料金改定を3年ごとに見 直すということは、できるだけ延命をさ せていくということも含めて、少しご質 問させていただいた経緯、またご答弁を いただいた経緯というのがあると思うん ですが、その辺の答弁の内容を、きょう これをもらったところでまだ見ておりま せんが、もう既にこういうものが固定し て出てくるということになれば、あの辺 の答弁との整合性はどうだったのかなと いうようなことを考えますので、少しそ れもお答えいただきたいと思います。

それから、こういうふうにして36年までやっていかれる。100%に達成するということで、今、やっぱり公共下水道と、それからまだ摂津市内では浄化槽による水洗化ということで、正雀終末処理場に維持管理費だとか使用料だとかいうので、かなりお金が払われていると思うんです。工事がだんだんおくれていけばいくほど、やはりその費用の負担とい

うのは継続して払っていかなければならんと。この辺との整合性というのは、ちょっと私もわかりにくいんですが、例えばこれが水洗化100%になったときに、今の処理場との関係はどうなるのか。このパーセンテージでいくと、年々処理場に払わないかんお金がどういうふうな推移で変わっていくのか。その辺の計算までお考えになっておられるのかどうか、その辺も。今すぐそういうことは返答でおけるいということであれば、考え方として後日教えていただいてもいいんではないかなと思います。

せせらぎ水路の維持費は、昨年、非常 に費用が少なくて済んだと。それは水を とめたからだということでした。

それなら、思い切って水をとめてしまっ たらどうかということですが、こうなり ますと所期の目的から逸脱しますので、 問題も多く出てくると思うんですが、ケ が生えるので清掃が難しいと。これに非 常にお金もかかるということですから、 これは時期的な放水ということが考えら れないのか。例えば、冬場は乾燥さすた めに、何か月間はとめてしまい、その間 にきれいにコケの整理、そしてコケが生 えにくいような状況をつくっていく。そ して、また春先になったら水に親しんで いただくような状況をつくっていく。年 間に4か月なり5か月間ぐらいの閉鎖期 間というのを設けるということはできな いのか。その間に清掃なり、またコケの 発生を少なくするような状況をつくって いけば、今ほど清掃にお金をかけんでも いけるんではないのかと。そういうこと はできないのかどうか。

それから、今、水槽のことがありました。私も通ってみて、本当に真っ黒で、何かわかりません。あれは、やっぱり例えばあそこへエアレーションするとか何

かして、もう少し浄化をする。また再浄化をして、きれいにするというような方法などはとれないのかどうか。少し大きなエアをほり込んで、エアレーションを起こせば、もう少しあそこがきれいになるんじゃないのかなと、そんな感じもするんですが、そういう方法はできないかどうか。

先ほどからも貸付金のことについて出ているんですが、貸付金の保証人、これは貸付金を受けられるときに大変ネックになってきます。しかし、また行政をおいますと、やはりそこで何かの歯どめをかけておかなとということは大変難しいと思うんです。なることなら保証人がなくても貸せるようなシステムができれば一番いと思います。他市でどこか事例があるのかどうか、その辺を教えてほしいと思います。

助成金も貸付金を使われる場合には、 助成金との関係をいろいろ精査しながら、 どちらかを使うとかいうご答弁をいただ いたように思うんですが、私は前も申し 上げたんですけれども、5,000円の 助成金をいただくための手続が非常にし んどいと。そういうようなことも含めて、 これまた水道の方への市納金が、昔は1 万1,000円か何かだったですけれど も、これは今はもう写真判定でいいから ということで、たしか2分の1に減額さ れている。その部分が大体5,000円 ぐらいに匹敵すると。こういうようなこ とからいきますと、そういうところに自 動的に振り当てるということで了解をと れるというような方法で、助成金という システムをそういう形に変えていくとい うわけにはいかないのかどうか。これも

前にお尋ねしたけど、将来のという話だったと思うんですが、それを含めて一度お尋ねしておきたいと思います。

ことしも工事費が3億6,000万円 予算化されておりますし、それから水道 の方は5,300万円ほど。下水の工事 をするために、障害になる水道をどけて いかなければいけないということとあわ せて、水道の方にも老朽化しているから 施設改善ということで、それも含めて考 えていくんだということを、先ほどご答 弁されていたように思うんですが、例え ばこの5,000万円の移転費用の中に、 実は下水でやる分はこれで、水道の方も この折だから、口径を変えてアップした いのでという、改善も含めてやってもら えるということになっているのかどうか、 教えてほしいです。

○木村委員長 宮川土木下水道部参事。 ○宮川土木下水道部参事 安定化計画の 件で、起債発行が続くことにおいて、毎 年この計画書を出すという状況にあるの かと。その辺まで大阪府とのやりとりは いたしておりませんけれども、やはり経 営安定化となるものの内容ですから、余 りにも無造作に発行するという状況には できない内容にはなるんじゃないかなと。 この辺は、来年借りるとなれば、やっぱ りそれに対する起債償還の流れを、ある 程度つかまなければならない状況になり ますから、それに基づいて、やはり経費 回収率なんかの確認も必要になってこよ うかと思います。この辺は、多分つくら ざるを得ない状況になるんではないかな と、今は思います。ただ、この辺は手続 上の関係で、まだ出しなさいとも言われ ていませんので、そういう手続上とは別 に考えた形での作成も、視野に入れてお かなければならないかなと考えます。

料金改定の折の内容と、今回の安定化

計画の中でのやりとりが大きくすれ違い があるというご指摘ですけれども、正直 なところ、前回の料金改定の各委員のご 意見をお伺いしている中での厳しい状況、 これはもう重々認識している状況でござ います。ただ、この計画を出すに当たり ましては、既に経営健全化計画を出して おりますし、今回、新たに安定化計画を 出すという状況の中で、やはりそれぞれ 別内容での提出は認めていただけない。 ともに同じ内容を含んだ形で安定化計画 を出しなさいという、整合をとりなさい という指導を受けておりますので、料金 改定につきましては、計画上の内容を記 載させていただいたと。これ以上の内容 の中で明確にお答えすることはできない んですけれども、今は計画を出している 内容として、生きている内容を記載させ ていただいたと、このようにご理解をい ただければと考えるところでございます。

水洗化100%、平成36年で大体96.8%という見込みを立てております。このようなときに、処理場の維持管理費、組合の負担金のことだと思うんですが、この内容が、失礼しました。先ほど水洗化率96.8%と申し上げましたけれども、これは普及率94%に対しての96.8%という内容でございます。訂正させていただきます。その折の負担分も含みの形で、今回の計画を立てているのかというご質問かと思います。一応、この維持管理費にかかわります分につきましては、大体変動値を見込んだ形で、今の計画書を作成しているという内容にしております。

ガランド水路のせせらぎ水路の件でございますけれども、水をとめることは可能だと思います。できない状況にはないと思います。ただ、これをするに当たりましては、やはり地元の方の清掃など維

持管理にかかわっていただいているところのご意見もお伺いし、またほかのところのご意見もお伺いした形の中で、また送水側であります府関係の方も、それが可能かどうか、一度確認する時期には来ているかなという気はいたします。ですから、できるかどうか別にしまして、一遍相談してみたいと考えております。

それから水槽に、エアレーションだとか、あるいは浄化装置をつけるという形のものですね。私どももあそこの維持管理に当たっては、非常に苦慮し、今はそこに水をためないで、そこをパイプラインで次の部分へ動かしているという内容で取り組んでおります。ですから、今、維持管理費の形の中でこれだけのご指摘を受けておりますから、またエアレーションですとか浄化施設ですとかといいますと、多少なりとも費用もかかってまいりますし、この辺は状況が好転した時点で、また検討させていただけたらと思います。

水洗便所改造の貸付金の関係で、保証 人の部分が非常にネックになると。保証 人制度がなくても貸せる状況、これは非 常に厳しい内容かと思いますけれども、 今、私が認識する中では、各市とも保証 人制度を採用されていると。確認した時 点と今の時点では時点が変わっておりま すから、もう一度確認してみて、そうい う制度をとっておられるようでしたら、 どういうふうな形でできるのか、この辺 を研究もしていきたいと思います。

助成金、水道の分に対する市納金に振り返ることができないかと。ここらが非常に難しいところでして、出と入りの世界ですから、会計上、この助成金という位置づけの中で、切り替えをもって水道の方への市納金扱いにする、これはちょっと会計上に無理があるんじゃないかなと。申しわけないですけれども、やはりその

対応に当たっては、一たん受けていただいて、それを回していただくと。お手数をふやす状況では申しわけないんですけれども、そういう内容でしか私どもとしては、今のところ取り扱いできないんじゃないかなと考えております。

○木村委員長 粟屋十木下水道部次長。 ○粟屋土木下水道部次長 最後のご質問 の水道管の移転の関係でございますけれ ども、まず下水道整備費の補償、補填及 び賠償金で5、300万円計上させてい ただいております。下水道工事におきま して支障となる水道を初めその他ガス管、 他の地下埋設物、また上空にございます 関電等の架空線等が支障になった場合の 移設費用すべてを含めての予算額でござ います。参考ではございますけれども、 平成14年度の決算といたしましては、 そのうち水道の移設が占める割合といた しましては22%でございます。一番大 きいのは、最近でしたらガス関係が74. 5%を占めております。そうした構成に なっておりますけれども、水道の移設の 考え方につきましては、予算編成した段 階で、私どもから水道部に対しまして、 予定の箇所図をお渡しした中で、いろい ろ調整させていただいています。その中 には、当然、私どもの管に対しまして支 障になる管がございます。その場合は、 原則的には私どもの補償費をもちまして 水道部でやっていただく。また、やって いただく中では、小口径のサイズでした ら、一部給水不良等がごさいましたら、 増径もしていただいているところでござ います。また、反対に、私どもが支障と なります管でありましても、水道の方で 老朽化しているという場合は、水道独自 の整備計画の中で、移設費用はお支払い せずに、水道会計の中で執行していただ いているという現状でございます。

○木村委員長 柴田委員。

○柴田委員 先ほどの健全化、そして安 定化計画の中で感じましたことは、過去 の委員会でのいろいろな答弁なり考え方 のすり合わせもある中で、こういうもの が出てくるということになってきました ら、やっぱりこれは表に出れば、こうい う考え方だということが定着していくわ けですから、我々、一体何のために今ま でそういうことでの協議などをしてきた のか、料金改定のときの考え方に対して でも、我々はこういうふうに考え方を述 べて、今回の考え方に賛成してきている んですというようなことも、きちっと整 理して住民に言わなあかんわけですから、 そういうことと、先ほどし尿処理場の中 への負担金などの推移なども、こういう 伸びの中でこういうふうに変わってくる んですよということの説明もしなければ ならない。もう一つ、毎回これを出すと、 その折りに出してくる。また今回出した やつと、また次のときは状況が少し変わっ てくれば、この数字等も変えていかなきゃ ならんのじゃないかと。それをまた来年 出すと、毎回変わっていくんだなという ことで、この辺もこんがらがってくる。

その辺もありまして、私は考え方としては、あくまでもこれは市債を起こすための、1つの向こうの前提条件として持っておいでということやから、持っていっているんですけれども、このことが今後すべてで動いていくというものではないのではないかととります。

しかし、またその反面、こういう計画をもって考えていかれるんだという見方もできるわけですから、ここらが今後、とり方によってこの内容が、非常にどちらにでも移るような状況になってきて、扱いが難しくなってくるなという感じを受けたので、今後ともそういうことも含

めて、十分精査といいますか、考えていただいた中で、その都度変われば変わったような状況も含めて、市民に示せるような、そしてまた整合性が持てるようなものとして、出していただきたいということを要望しておきます。

先ほどのせせらぎ水路のことですけれ ども、私は何も水をとめなはれと言うて るわけじゃないんです。所期の目的は、 やっぱり水を流して、せせらぎ水路をつ くって、住民の皆さん、市民の皆さんに 憩いの場所として喜んでもらおうという ことで、6億円近いお金を投じて、処理 水を流してと。計画どおりやっていて、 本当に皆さん喜んでいけると思った矢先 に、こういうことが出てきた。当初、3, 000万円ほど実は維持管理費が要りま すということなれば、そこでもうちょっ とチェックを入れるべきじゃなかったか なと。そんなにアフターに金が要るんやっ たら考えとくなはれと。10年あれば3 億円ですから。それはもう少し安い方法 はないのかとか考えられたと思うんです。 だから、その辺ももっと、実はアフター ケアにこれだけかかるんですということ も含めて、山は登るまでも大事ですけれ ども、登ってからもおりていかなあかん わけですから、おりるところも説明して おいてもらわないと、我々も勉強不足か と思いますけれども、ちょっとそういう 感じを受けました。しかし、現実ああし てつくって市民が喜んでいる施設ですの で、できるだけ施設の目的に合ったよう な使い方をしてほしいというのは言うま でもありません。しかし、そのために8 00万円もお金がかかるとかいうことで あれば、たとえそれが300万円でも節 減できる方法があるならば、また、コケ が生えにくい状態は、一時期水気を切っ てしまえば、コケの発生がおくれるとい

うことであれば、期間を限定して渇水という部分をつくってみたらどうだろうかということを含めて提案しておりますので、その辺も含めてご検討いただきたい。

それから、水槽のことにつきましては、一例として、よく水槽を見ましたときに空気を送って、エアレーションを起こしているところでは、かなり透明度もよろしいし、きれいなところもありますので、そういうことも1つの方法ではありませんからことで、これにごっつい費用をかけとるんでは何にもなりませんから、そういうことも含めて、あの水槽のあり方を、再度検討していただきたい。

助成金のことはわかりました。それは やっぱり趣旨、目的が違うので、それを こっちに勝手に流用しとこかというわけ にはいかんということですから。私が言 うてるのは、できるだけ簡素化で事が運 ぶように、今後、やっぱり他市にいい知 恵があれば、そういうことも含めて考え ていただきたいということを申し上げて おります。

工事費の3億6,000万円の中で、 補正予算で2,000万円、それも減額 になったと。これは、工事差金というこ とで、非常に工事もいろいろと創意工夫 していただいて、当初見積もりよりもで きるだけそうした不用額が残るように努 力していただいているということで、そ れは僕らも感謝していますし、これから もそういうことには鋭意努力をしてほし い。そこで1つ、最近、3億の中にどれ ぐらいの原材料を使われるのかわかりま せんが、今の材料の動きの中で、プラス チックなり、そういう原材料の不足とい うのが将来来るんではないかと。材料屋 さんあたりは、そういうことで少しパイ プの買い占めが入るんではないかと、い ろいろなことで動いているという情報が 来ます。そういうことで、また下水道工事をするのに、なかなかそういう状況の中で資材が間に合わないということになっても困りますので、これは受けられる業者の方にも、十分そのことは責任は持たないけませんけれども、発注する方からも、そういう見通しも十分立て、いう見通したり、またそういう見通したり、またそういう見通したり、またそういう見通したり、またそういう見がであると思いますが、今そういう状況に来ているという、これはテレビやいろいるなも出てきていると思いますけれども、注意をしておいてほしいと思います。

貸付金のこともいろいろありますけれども、これも保証人がもし要らずでできるようであれば、もう少し簡素化でできるようにしてもらいたい。

普及率の問題で、13か所まだ残って いるとご答弁でおっしゃっていました。 これは供用開始区域が打てない理由の中 にそういうものがあるのか、いろいろな ことがあります。私の実例の中にも、も う少し前へ向けて走らないかんなという ようなところもありますので、でもう既 に施設が間際まで、そこまで完備されて いるところの、線上のところを早く水洗 化できるように努力してほしい。新管を 入れて体制を整えていくというのも大事 ですけれども、もうそこさえ問題が解決 すれば、明らかに水洗化ができるという ところは、少ししんどい部分は残っても、 やっぱり前向きな努力をするということ を、今後取り組んでほしいと思います。 ○木村委員長 中野委員。

○中野委員 1つは水洗便所の改造の助成金の問題です。実は、市民がどのような方法で助成をお願いするのかと。その方法を教えてくれませんか。

2点目は、ガランド水路の親水施設の問題です。私はたしか昨年にコケを除去するのに、タニシ等を使って、自然な方法でできないかということを質問をさせてもらったと思うんですが、その方法を一遍とったことはありますか。あのかると思うがついているんですよ。その面でやりますと、多分、自然の力を利用して、水路の清掃等もできるんじゃないかなと思うんで、一遍そういう実験方法を取り入れる考えがあるか、確認しておきます。

○木村委員長 宮川十木下水道部参事。 ○宮川土木下水道部参事 水洗便所改造 助成金の手続きにつきましては、排水設 備工事は、指定工事店の方が手続を行う ことになっております。1つは、指定工 事店の方が、助成金の申し込み用紙があ りますので、それに助成を受けられる方 の氏名等を書いていただくことで、自動 的に申請人に渡ると。ただ、その中で、 助成金5,000円分が工事費と相殺さ れるのか、あるいはじかに5,000円 を別途申請人が受け取られるのか、これ は選択していただけるようにいたしてお ります。ですから、申請人ご本人自体が じかに手続をしていただくのではなくて、 指定工事店の方で代行という形をとって くれますので、その辺、やはりじかにさ れない部分が、かえって不透明に思われ るのかもわかりませんけれども、方法と してはそういう状況になってございます。

ガランド水路の中でタニシを使って浄化の試行、あるいは実験をしたかと。申しわけありません。今のところ、何もその手立てはいたしておりません。といいますのも、どれぐらいの期間を定めるのか。もう一つは、水路清掃の折りにはかなり水も落としますし、デッキブラシ等の道具をもってこすって清掃していると

いう状況にありますので、ちょっと貝を入れてやると、それらの部分は手をつけられない状況も発生してまいります。ですから、水槽の中で、その水と同じ状況の形で、タニシの効果がどういうふうにあるかというのは、一遍試してみてもいいかなと思います。その内容については、またご指導もいただきたいと思います。〇木村委員長中野委員。

○中野委員 今、水洗便所改造助成金の 問題、実はそのとおりなんです。市民の 皆さんから、工事のときに全く説明がな く、いざ請求すると、これはもう正直工 事費の中に含まれていますということで、 市民からの疑問の声があるんですよ。そ のときに説明をきちっとしていただけれ ば、そういう問題はないけれど、改めて 市の方に要請しましたら、実は業者に支 払っておりますよと。そしたら、何で私 たちに来ないんだという不満があるわけ で、そういうことは明確にきちっと筋を 立てた行動をしていかんと、逆に、そし たら業者が取っとるんと違うかという疑 問を抱かれておりますので、そういうこ とも明確にしていただくことを要望して おきます。

タニシは実験していただければ本当にわかってまいります。タニシの力というのはすごい。これは、たしか私が行政視察に行ったときに、タニシがずっとおったんですよ。タニシの状況はどうでりよいのかもわかりませんが、ほとんど清掃しておりませんが、ほとんど清掃しておりませんとれただけるんですと言われたことがあるんです。ですから、一遍、800万円でも20万円で

ニシがあるんです。大きいやつになりますと、やはり食べる力というのがすごいらしいです。ですから、ぜひ実験して、それであかなかったら、今、水をとめるなりいろんな方法があるかもわかりませんが、一遍その面を考えていただきますことを要望して終わります。

○木村委員長 安定化計画でいろいろ議 論された問題。例えば、前回の値上げの ときに3年スパンで自動的にということ ではなしに、やはり経営努力をしもって、 少しでも先送りをするようにという点と の整合性、矛盾点等の問題もありますし、 そういう点では改定率についても10か ら15%という幅もありますし、時期に ついても19年から21年度という形の 幅もありますし。その辺は大いに弾力的 に運用していく中で、あくまでもこれは 安定化計画は永久不変のものではありま せんし、そういう点ではいろいろと工夫 をしていただいて、各委員から指摘のあっ た部分も含めて、今後、財政課と十分、 先ほど申し上げましたように、議論し調 整をしておいてもらいたいと思います。 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 以上で質疑を終わります。 暫時休憩します。

> (午後 2時58分 休憩) (午後 3時31分 再開)

○木村委員長 再開いたします。

議案第2号、議案第10号、議案第3 0号の審査の審査を行います。

補足説明を求めます。水道事業管理者。 〇寺田水道管理者 議案第2号、平成1 6年度摂津市水道事業会計予算につきま して、目を追っておもなものについて、 補足説明させていただきます。

31ページをお開き願います。

予算実施計画説明書の収益的収入でご

ざいます。

31ページから32ページにかけて記載をいたしておりますが、款1、水道事業収益における、項1、営業収益につきましては、今日の水道事業経営を取り巻く経営環境を勘案して計上いたしました。

この内容としましては、目1、給水収益では、前年度に比べて4,395万円の減額となっております。この理由としましては、年間総給水量が年々減少の一途をたどり、基幹収入である水道料金収入において、企業や事業所などで使用水量の減少を見込んだことによるものでございます。

目2、受託工事収益では、前年度に比べて862万2千円の増額となっております。これは受託事業における公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などが増加したことによるものでございます。

目3、その他営業収益では、前年度に 比べて5万円の減額となっております。 この理由としましては、手数料の減少を 見込んだことによるものでございます。

32ページ、項2、営業外収益の目2、 受取利息及び配当金では、前年度に比べて、2万円の減額となっております。 これは今日の預金利率の低下などを鑑み た計上となっております。

目3、土地物件収益では、前年度に比べて同額となっております。

この内容としましては、土地使用料では 中央・鳥飼送水所の用地賃貸料、施設使 用料では太中浄水場の施設賃貸料となっ ております。

目4、雑収益では、前年度に比べて2 5万9千円の減額となっており、この理由としましては、公共下水道事業に係る下水道料金徴収受託料が減少したことによるものでございます。

目5、納付金では、前年度に比べて同

額となっております。この内容としましては、住宅・マンションなどの開発や口径変更件数などを見込んだことによるものでございます。目7、他会計負担金では、前年度に比べて1,075万円の減額となっており、この理由としましては、基礎年金拠出金や福祉減免に係る一般会計からの負担金が減少したことによるものでございます。

続きまして、収益的支出でございます。 33ページから46ページにかけて記載 をいたしておりますが、款1、水道事業 費用における項1、営業費用の目1、原 水・浄水及び送水費では、前年度に比べ て6,535万4千円の減額となってお ります。

この理由としましては、大阪府営水道 への受水費の削減をはじめ、太中浄水場 における事務事業執行経費、施設設備等 の維持管理費、人件費などの減少による ものでございます。

36ページから38ページにかけての目2、配水・給水費では、前年度に比べて904万1千円の減額となっております。この理由としましては、配水・給水業務に要する事務事業執行経費や業務委託料などの減少によるものでございます。

38ページから39ページにかけての、 目3、受託工事費では、前年度に比べて 668万3千円の増額となっております。 これは受託事業における公共下水道工事 に伴う給配水管移設工事の増加などによ るものでございます。

39ページから41ページにかけての、 目、4業務費では、前年度に比べて24 6万9千円の減額となっております。こ の理由としましては、営業業務に係る事 務事業執行経費や人件費などの減少によ るものでございます。

41ページから45ページにかけての、

目 5 、総係費では、前年度に比べて 2 0 9 万 5 千円の減額となっております。

この理由としましては、総務関係業務などに係る事務事業執行経費や人件費などの減少によるものでございます。

45ページ、目6、減価償却費では、 前年度に比べて2,538万円の減額と なっております。この理由としましては、 太中浄水場施設改修事業の施工などに伴 う機械及び装置など償却資産に係る減価 償却費の逓減によるものでございます。

目7、資産減耗費では、前年度に比べて599万7千円の減額となっております。この理由としましては、固定資産除却費や棚卸資産減耗費の減少によるものでございます。

次に、項2、営業外費用についてご説 明申し上げます。

45ページ、目2、支払利息及び企業 債取扱諸費では、前年度に比べて2,2 49万5千円の減額となっております。 これは、企業債借入れ総額の減少及び償 還利率の低下による企業債利息の減少に よるものでございます。

目3、消費税では、前年度に比べて1, 994万8千円の増額で、これは税務署 に納める消費税及び地方消費税の納税額 を予定いたしたものでございます。

目5、雑支出では、前年度に比べて同額となっております。この内容としましては、水道料金などの過年度還付金などでございます。

46ページ、項3、予備費 目1、予 備費では、前年度と同額の500万円を 計上いたしております。

続きまして、46ページ、資本的収入 及び支出についてご説明申し上げます。

まず、資本的収入でございますが、款 1、資本的収入における項1、企業債の 目1、企業債では、前年度に比べて同額 の1億円となっております。

これは配水管整備事業のなかで、配水 管網の新設や改良工事に要する財源の一 部を、企業債により措置するものでござ います。

項2、工事負担金の目1、工事負担金では、前年度と同額の145万円の計上となっております。これは消火栓の設置に係る負担金を予定いたしております。

次に、資本的支出でございます。46ページから48ページにかけて記載いたしておりますが、款1、資本的支出における項1、建設改良費の目1、施設改修費では、前年度に比べて2億737万3千円の減額となっております。

この理由としましては、太中浄水場の施設改修計画を今一度見直し、給水原価の抑制等を図るため、本年度の施設改修事業を見送ったものでございます。

目3 固定資産取得費では、前年度に 比べて2,260万9千円の減額となっ ております。この主な理由としましては、 〇Aシステム機器、水質測定機器購入費、 車両購入費、量水器購入費の減少などに よるものでございます。

47ページから48ページにかけての 目6、配水管整備事業費では、前年度に 比べて830万3千円の減額となってお ります。この主な理由としましては、鉛 管対策を計画的に進めるための事業費は 増加したものの、配水管布設に係る測量 設計委託料、工事請負費、人件費などが 減少したものでございます。

48ページ、項2、企業債償還金の目 1、企業債償還金では、前年度に比べて 4,762万3千円の増額となっており ます。これは平成10年度までに発行し た企業債に係る元金償還金を計上したも のでございます。

項3、予備費の目1予備費では、前年

度と同額の500万円を計上しております。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成15年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

補正予算書8ページ、補正予算実施計 画説明書をご覧いただきたいと存じます。

まず、収益的収入の款1、水道事業収益における項1、営業収益の目2、受託工事収益では220万円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少によるものでございます。

項2、営業外収益の目5、納付金では4,200万円を増額するもので、これはマンション等集合住宅の開発が増え、それに伴い納付金が増加したことによるものでございます。

目7、他会計負担金では、水道料金の福祉減免に係る一般会計負担金で380 万円を増額するものでございます。

次に、9ページの収益的支出でございますが、款1、水道事業費用における項1、営業費用の目1、原水・浄水及び送水費では2,640万9千円を減額するもので、これは各施設の電気保安点検委託料、動力費の減少、大阪府営水道への受水費の削減によるものでございます。

目2、配水・給水費では1,330万 2千円の減額で、この主なものとしましては、給配水管の修繕業務や配水管路図 面修正業務の委託料、工事請負費にかか る契約差金などでございます。

10ページ、目3、受託工事費では1 50万円の減額で、この主なものとしま しては、公共下水道工事に伴う移設工事 における受託工事が減少したことによる ものでございます。

目4、業務費では462万4千円を減額するもので、この主なものとしましては、検定満期量水器取替業務の委託料などが減少したことによるものでございます。

目5、総係費では529万5千円を減額するもので、主なものとしましては、 アルバイト賃金や業務委託にかかる契約 差金などを減額するものでございます。

11ページ、項2、営業外費用の目2、 支払利息及び企業債取扱諸費では198 万6千円を減額するもので、これは企業 債の借入利率の低下により減額するもの でございます。

目3、消費税では804万9千円を増額するもので、これは平成15年度に税務署に納める消費税及び地方消費税の増加によるものでございます。

次に、項3、特別損失の目1、特別損失では327万2千円を計上しております。これは転出先不明や企業倒産等で未収となる水道料金等を、時効により不納欠損として処分を予定するものでございます。

続きまして、12ページ、資本的支出でございますが、款1、資本的支出の項1、建設改良費の目3、固定資産取得費では1,070万2千円を減額するもので、この主なものとしましては、機械及び装置の水質測定機器や量水器の購入に伴う契約差金などでございます。

目6、配水管整備事業費では7,00 0万円を減額するもので、これは工事請 負費にかかる契約差金が生じたことや、 予定しておりました配水管布設工事の実 施時期の変更により、工事請負費が減少 したことによるものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせてい

ただきます。

引き続きまして、議案第30号、摂津 市水道事業の給水等に関する条例の一部 を改正する条例制定の件につきまして、 補足説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、証明手 数料の額を改定するとともに、障害者福 祉金支給条例の廃止に伴う水道料金の福 祉減免に関する規定及び字句の整備を行 うもので、現行の第32条第2項第2号 及び同号の次に新たに第3号、第4号の 二つの号を付け加える改正や、現行の第 32条第2項第3号から第5号までを2 号づつ繰り下げる等の改正は、市長部局 の保健福祉部の方から提案されておりま す障害者福祉金支給条例の廃止に伴い、 同条例を引用できなくなるため、身体障 害者福祉法など他の法令を引用して、水 道料金の福祉減免を規定し直しているも ので、現行の福祉減免制度は、今回の条 例改正後も、減免要件その他において、 何ら変更点はないことを申し添えさせて いただきます。

また、別表2の証明手数料の改定でございますが、全庁的な見直しにより、平成7年4月1日付けで150円を200円に改定して以来、9年3か月ぶりに改定するものでございます。

以上、条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。

○木村委員長 説明を終わり質疑に入ります。

山本靖一委員。

○山本靖一委員 予算ですので、全体的なことから先にお聞きをしたいと思うんですが、企業債の償還、10年、11年、約34億円ほど発行されて、12年からの返済が始まっていくと。ことしはそういうことになっていると思うんですけれども、全体的に15年度末では61億円

ぐらいの企業債残高になるかなという気がするわけですが、これからの事業を進めていく上で、いつもやっておられる全体計画、資金計画。事業の計画表、そういうのを毎年いろいろとあると思うんですけれども、できたら予算審議のときには示していただきたいなという思いがするんです。

特にこの間、平成9年10月に水道の 基本計画をつくられて、これはもう既に 見直しをしていると。人口10万人とか、 1日の配水量が6万1,700トンとか いうことを、14年のスパンでつくられ た経過があって、それはもう既に毎年見 直しをしているというお話でした。同時 に、15年3月に施設整備計画、別に給 配水管の整備計画を別個つくっておられ る。当時は23年、これは22年だった かようわかりませんけれども、27年ま でに見直しをして、4年間延ばしていた だいた。この15年3月の計画でいきま すと、全体総事業費としては31億9, 500万円という内容だったと認識して います。これは、今の状況から毎年見直 しをかけておられるということからしま すと、予算を審議する際に、こういう到 達点になっていますという意味合いで、 新しい計画をぜひ示していただきたいと 思うんです。

この間、これまでの委員会で、市民の 負担をできるだけ抑えていく。同時に、 安くて清潔で安定した給水ということを 目標に、さまざまな努力をされてきたと いうことは認識するわけです。原価を抑 えていくと。それから、配水施設の整備 計画とか減価償却の問題とか、それから 企業努力というんですか、職員の定数の 問題とか。それから水源の一元化の問題 などなど、相当この間、いろんな観点か ら努力をしてきていただいているんです けれども、そういう意味で、この間、16年に予算を組む際に、どういう点に重きを置かれてきたのかということを、最初に聞いておきたいと思います。

具体的にお聞きをしたいんですが、予算書の30ページ。建設改良費は、前年に比べて2億3,828万5,000円減額をしたと。太中浄水場であるとか、さまざまな計画の見直しをしたということなんですけれども、これは次年度に送ったということだけではなしに、全体的にその計画をもう一回見直していこうという内容だと思うんですけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思っています。

企業債の償還のピークは、これはいろいる事業年報に書いていただいていますから、それを見れば一目瞭然ということになるのかもしれませんけれども、全体の流れをこの際もう一回教えていただきたいと思っています。

31ページ、給水収益の関係で、基本 料金5億9,818万9,000円とい うことで上げておられます。これは、8 トン、10トン、20トンということで、 それぞれ入ってくる金額と認識するわけ ですが、実際に、例えば使っていない水 の量というんですか、年金生活者の方な んかで言えば、1か月、1人暮らしでど れぐらい使っておられるのかという気が するわけです。それぞれ毎月使う量が違 いますから、一概にそういう世帯を把握 するというのは非常に難しいことですか ら。ただ、基本料金8トン未満の使用量 の家庭はどれぐらいあるのかという思い がするわけです。特に福祉減免が廃止を された中で、基本料金の設定というのは 非常に大事な問題。これは管理者の方で も一定いろいろ視野に入れながら考えて いただいているみたいですけれども、施 設整備費がかかるから、それが基本使用 料という考え方の中に含まれているとい うことについては認識するわけですけれ ども、例えば1か月、6立方メートルを 使用するとすれば、1日に割り返してい きますと200リットル、ドラム缶1本 ぐらいの水を使われる家庭かなと思うん ですが、実際に始末をしておられる家庭、 1人暮らしの家庭では、ドラム缶1本の 水を使いはるかなという気がするわけで す。そうすると、基本料金にもう少しラ ンクを設けてもいいんではないかと。つ まり、使っていない水の分まで、そうい う大変な家庭では負担させられていると いう思いがするんですけれども、ここは 非常に大事なところで、全体として収入 減になるかもしれないけれども、応能の 原則からいったときに、やっぱり能力の ある方に負担をしていただくということ。 福祉型の料金体系というのは大事な観点 だという思いがするわけです。この点は、 どういう到達点なのかということを、聞 かせていただきたいと思っています。

32ページ、雑収益の関係で、先ほど下水道料金の徴収委託料が前年より少なくなっているわけですが、これは合点がいかんのですけど、下水の人口普及率で、16年は0.75%、約700戸以上の家庭がふえると見ているわけです。そうすると、単純に減ということではなしに、むしろふえるんではないかと、戸数がふえるわけですから。そういう素朴な疑問を抱くわけですけれども、この点も教えていただきたいと思っています。

それから、他会計からの負担金、福祉 減免の復活という思いがするんですが、 一般会計ではもうやめたと。そうすると、 先ほどの基本料金の見直しということが 進まない中で、福祉減免が水道として改 めて視野に入れる必要があるんではない

かという気がするわけです。14年に1 4. 44%の料金改定をやりました。こ のことによって、13年度までの赤字を 解消し、14年度では未処分利益剰余金、 繰り越しで約1億9,900万円余りあっ たと思うんです。それから、15年度の 未処分利益剰余金を入れますと、3億2、 000万円余りのお金が出てきたと。資 本的支出の関係とか、次の会計との関係 で、単純に利益が出たとはなかなか言え ないわけですけれども、しかしそういう 経営状況の中から見ていったときに、先 ほど管理者もおっしゃっていたように、 全体として市民の負担を軽くする意味で の視野というんですか、施策が必要では ないかという思いがするわけです。一般 会計の方から新たにということにはなか なかならないのであれば、企業会計の中 で、そのことを視野に入れていくという ことが、大事ではないかなという気がす るわけです。この点で考え方を教えてい ただきたいと思っています。

33ページです。原水・浄水の関係です。これは、補正も連動するわけですけれども、6,535万4,000円の前年度対比で減になっている主な内容ですね。府営水とかいろいろなものがあると思うんですけれども、もう少し詳しく教えていただけませんか。

35ページ。動力費の関係。7,86 8万6,000円という金額が上げられています。これは、府営水の受水を減らしていく中で、太中浄水場の稼働率を上げていくということにつながるのかなと。そうすると、プラスマイナスで動力費はどういう推移になっていくのかと。府営水をくまなくても同じように動力費が要るかどうか、その辺の因果関係と言うたらおかしいですけれども、出と入りの関係を教えていただけませんか。それと、 太中浄水場の年間稼働率をどういうふうに見ておられるのか。これは、14年度でしたか、305万トンぐらいだったと認識しているんですが、どういうふうに変化していくのかということを、ちょっと教えていただきたいと思っています。

36ページ、受水費。大阪府の府営水 道を、これまでの経過から51万トン削 減をしたとお聞きをしています。実際の 金額に置きかえてどれぐらいになるのか ということ。先ほどの質問と重なるかも しれませんけれども、大阪市の市営水が 14万トンも削ってしまったという状況 の中で、受水費が金額にしてどういうふ うになっていくのかということを、教え ていただきたいと思います。

39ページ。公共下水道工事に伴う給 配水管の移設工事。下水の方は毎年方針 がぐらぐら変わるような感じがするんで すけれども、具体的な建設箇所、管の移 設などについては調整しておられると思 うんですけれども、それぞれのイニシア チブがあると思うんです。水道は水道の 計画、下水は下水の計画。下水の計画を 無視して、今度水道としてはどうしても やらなくてはならないという箇所もある と思うんですけれども、この辺の調整は どういうふうにされているのかというこ とを、お聞きをしておきたいと思います。 下水はやったけれども、その後、5年ほ どしてからまた水道がやらなくてはなら ないということなども、実態としてはあ るように聞いておりますから、この辺の 調整はどういうふうになっているのかと いうことを聞かせてください。

45ページ。減価償却、2,538万円ほど前年から減になっています。これから定額定率、いずれにしても、定額の方は減らないですけれども、定率の方がこれから大きくどんどん下がってくるの

ではないかなと。減価償却のピークはど ういう状況になってくるのか。それから、 この間いろいろ見直しも含めて努力をし ていただいたと思うわけです。これは全 然違う話ですけれども、下水の方では平 準化債ということで、減価償却、これは 起債の部分では、今まで25年で返して いたものを44年、そういう減価償却の 関係で平準化債を認めるということになっ ているんですけれども、この点で、減価 償却の仕方によっては、随分いろいろと 積み残していけるお金が減ってくると。 減価償却を大きくとらなければ、それは 積んでおくというわけにまいりませんか ら、この辺の関係で、減価償却をどうい うふうに、これまでと同じような形で見 ておられるのかということについて、到 達点を教えていただけませんでしょうか。

消費税。前年比4,921万円。これで比べますと、1,995万円の増になると思うんです。事業が縮小されている中で、この2,000万円近い消費税の増はどういう内容になるのかということを、教えていただきたいと思います。

固定資産の取得費、46ページ。前年に比べて2,260万円の減ということで、特に量水器、メーターの関係にかかってくるのかなという気がするんですけれども、開発で新たに必要になってくるメーターの数とか、それから期間が来て更新をするとか、いろんな経過があると思うんですけれども、これほど多くの金額が減額になる要因について、教えていただきたいと思います。

48ページ。工事請負費で1億9,3 80万円ということで組まれているわけですが、工事の内容について、もう少し 具体的に教えていただけませんか。先ほど言われたように、2億円ほど先送りしたと。太中の関係が随分大きな問題になっ てくると思うんですけれども、これは施 設整備じゃないですね。申しわけありま せん、管の布設の計画ですね、これを教 えてください。

鉛管対策ということで、4,500万円を組まれています。あとどれぐらいの部分が残っているのか、何年ほどかけてこれを整備していくのかということを、教えていただきたいと思います。

補正予算の1ページで、給水収益は、 4,360万円ほどプラスになっていま す。納付金の関係でふえたと認識するわ けですけれども、全体として水需要は、 恐らく減ということだと思うんですけれ ども、この影響はないのかということを 教えていただきたいと思っています。

8ページの納付金、マンションなど集 合住宅の関係で、4、200万円の増と いうことで出ているんですが、水道事業 年報をずっと見ておりますと、毎年やっ ぱり1億円以上の納付金が入っています。 ことしも約1億円弱の納付金を組んでい ただいていたんですけれども、なかなか 見通しは簡単ではないと思うんですけれ ども。かなり大きな金額を占めています ので、この間の推移を見ていったときに、 まだもう少し見込めるんではないかなと いう気がするんですが、この4,200 万円について、当初見込んでいた範囲の 中にあるのかどうかということを、一回 教えていただきたいと思います。どうい うふうに見ておられたのかと思います。

9ページの府営水の受水費が2,40 5万1,000円の減額になっています。 これは年度換算で、これはどれぐらいの 期間という形でこうなっていくのかとい うことを、教えていただきたいと思って います。

委託料の490万円は、いろいろ努力 されて、差金ということになっていくと 思うんですけれども、どういう努力をされてきたのか。努力の経過を教えていただければと思います。

工事請負費の700万円についても、 単純に請負費の差金ということなのかと いう思いがするんですけれども、もう少 し教えていただけませんか。

11ページの研修費40万円が減額になっています。職員の研修費です。インターネットとか、いろんな研修の場があるということかもしれませんけれども、さまざまな新しい技術とか、いろんなものの情報収集は必要ではないかと思うんですけれど、こういうふうに職員の方の研修費が減額になるというのについては、やっぱり必要な予算の枠の中できちっと研修をしていただくというのは必要ではないかなという思いがするんですが、この辺はいかがでしょうか。

同じく消費税で804万9,000円の増ということで、これも具体的に、もう少し教えていただけませんか。量水器の関係でしょうか。消費税の増の要因について教えていただきたいと思っています。

12ページで、量水器、800万円の 減額補正になっていますが、開発が進ん で、もっと必要ではなかったのかなと。 先ほどの納付金4,200万円という関 係から、単純に考えますと、メーターは もっと要ったんと違うかなという気がす るんです。なぜ減額補正になっているの か。仕入れが安くなったとか、もうちょっ と詳しく教えていただけませんか。

同じく7,000万円の工事請負費の減です。これも見直しをかけられて先送りされたということなのか、必要な事業で先送りということはないと思うんですけれども、これも詳しく教えていただきたいと思います。

それから条例の関係で、別表2、証明 手数料の項ということの中で、200円 を300円に改めるとなっているんです が、このことでどれぐらいの増収になる のかということをお聞きしたいと思いま す。

○木村委員長 池田水道部次長。

○池田水道部次長 企業債のピークにつきましては、平成16年度がピークでございます。これは、元金、利息合わせまして約6億5,300万円を見込んでおるということです。今後どのように推移につきましては、17年度では6億2,600万円、18年度では5億9,600万円、19年度では5億7,000万円、20年度につきましては5億3,990万円ということで、右肩下がりになっていくという状況であります。

一般会計の負担金の減少ですけれども、 これら水道会計については繰越利益剰余 金等黒字が見込まれておるということで、 現在、福祉が進めております関係の施策 を、水道部でどう考えていくのかという ことでございますけれども、これは平成 14年度に14.44%の料金改定をお 願いいたしました。そういった中、また 給料の減額等、特に職員の給与カット等々 が黒字の主な要因。それと経費削減の中 で、いわゆる職員の退職については不補 充をいたしてまいりました。そういった 中で、補充のかわりに嘱託員制度の活用 ということで、一般会計とは違った形で、 いち早く水道の方では取り組んでまいっ たという状況で、黒字ということです。 ちなみに損益を見てみますと、確かに1 4年度で1億3,950万円の黒字。ま た、15年度につきましては、単年度で は2億2、800万円の黒字を見込んで おります。したがいまして、14年度、 15年度を合わせますと、このうち利益 剰余金の4,000万円は企業債の償還に返す部分ですけれども、それを差し引きいたしますと、3億2,800万円の黒字を見込んでおります。そういった中で、さきの代表質問の中でも、私ども管理者の方からも、現行の料金を据え置いていきたいと、長く、どれぐらいもつかわかりませんけれども、そういった考え方でまず努力をしていきたいということでございます。

減価償却のピークにつきましては、前 回の決算委員会のときに、山本委員の方 から、太中浄水場の減価償却等々につい て資料を提出してほしいということで、 私ども資料も提出してまいりました。そ ういった中で、積算をした金額が15年 3月31日現在で見てみますと、約84 億7,400万円ほどの減価償却という 積算になろうかと思います。これにつき ましては、順次年次的に償却をしていく 予定をいたしております。なお、確かに 減価償却につきましては、定額法、定率 法等々がございます。私ども、建物につ きましては定額法の採用、構築物につき ましても定額法の採用、また機械及び装 置、車両及び運搬具につきましては定率 法、工具、器具及び備品につきましては 定額法というような形で償却をいたして おります。これらにつきましては、耐用 年数等々もございます。そういった中で の償却ということになろうかと思います。

消費税の増については、補正予算にもかかわってまいります。これにつきましては仮り受け消費税、仮り払い消費税等を、私ども年度当初には算出しております。そういった中での消費税の支払いということです。補正予算の増額につきましては、歳出、いわゆる支出の部分の負担が、減額補正等々で増大したということが理由になろうかと思います。

補正予算の減額の中で、特に研修費の40万円の減額の理由につきましては水道部の異動職員に対してのパソコン研修費及び業務用サーバ研修として123万6,450円を計上いたしておりましたが、今年度、一部研修に対しまして該当職員がなかったため、未執行分の差金40万円を減額させていただいたというのが理由でございます。

量水器の800万円の減額につきましては、当初見込んでおりました鉛レスメーターが実際の入札をかけた段階で、当初見込みよりか安く落ちたと。これらの経過につきましては、当然、北摂7市の契約状況を参考にしながら、トップを切らずに、そういった工夫をいたしたことが要因かなと。それと、年度末、民間の決算時期に、今回また発注をしたということの努力が、800万円の減額に至ったというのが理由でございます。

10ページの委託料の減につきまして も、入札差金ということでございます。 それと、この入札差金につきましては、 管理者の決裁をちょうだいするときに、 やはり入札率の見直しといったものが大 きな要因かなと思っております。

条例関係の証明手数料、200円を300円にした場合、どれぐらいの増収を見込みにつきましては、16年度につきましては20件を見込んでおります。したがいまして、金額にしますと2,000円の増収と見ております。したがいまして、証明手数料は、ほとんど横ばいと、水道部に関しましては申請が少ないという状況でございます。

○木村委員長 林工務課長。

○林工務課長 当初予算の39ページの、 下水工事における移設工事の調整内容に ついてということでございますけれども、 一般部局の予算が確定しました段階で、

施工箇所図を下水道工務課の方からいた だきまして、それをもって水道部で配管 図面等を見直しを行って、移設の発生す るであろうという場所及び水道部の老朽 管の入っております場所等を選び出しま して、特に道路が狭隘で人孔も、また管 のルートも決まっていないんですけれど も、どうしても移設が発生するであろう という箇所につきましては、移設工事の 予算を計上させていただいております。 それ以外の水道部の老朽管の入っており ますところにつきましては、工事が競合 した場合、舗装費用等も軽減が図れると ころからそれをピックアップしまして、 配水管整備事業の方で予算計上をさせて もらっているわけでございます。以前は 最終予算が確定するまでに図面をいただ いて計画をいたしておったんですけれど も、非常に工事の確定があやふやな状態 がありましたもので、最近は予算が確定 してから図面をいただきまして、調整を 行っているという内容でございます。

48ページの配水管整備事業の、工務 課におきます配水管布設工事の内容についてご説明申し上げます。府道拡幅工事 に伴います配水管布設工事が1件、延長 が120メートルでございます。続きま して、新設工事が1件、延長が100メートルでございます。老朽管の布設替え工 事が5件で、延長が680メートルでご ざいます。続きまして、下水工事と並行 で行います老朽管の布設がえ工事が6件、 延長が360メートルでございます。あ と、水管橋の補修工事が1件、延長11 0メートルでございます。

補正予算の配水管整備事業の工事請負費の7,000万円につきましては、執行差金と、あと千里丘ガードの拡幅に伴いますところの府道の道路整備及び十三高槻線の関連の正雀本町一丁目地点にお

きます道路の整備事業と、本市が行っております千里丘三島線の道路整備事業の部分におきまして、一部どうしても用地の買収が非常に困難を極めているというところを、茨木土木ないし市都市整備部の街路推進担当の方からお聞きいたしまして、どうしても水道の工事を先伸ばしにしてもらいたいという話が参りましたので、この分は、工事を先へ持っていかせていただいたような状況でございます。〇木村委員長前川水道部参事。

○前川水道部参事 まず、給水収益の中 で、水量が8トンの場合と10トンの場 合という形で、2段構えの基本水量を持っ ております。その中での基本料金のラン クについてのご質問がありましたけれど も、この料金改定の変遷につきましては、 特に基本料金につきましては、福祉型の 料金体系でもって従前からやってきたと ころでございます。そういう中で、例え ば1人暮らしの方々につきましてはどう かということなんですけれども、例えば 1つの例としましては、福祉減免の中で、 使用水量が調べたんですけれども、単身 者という場合もございますが、平均で大 体 5 トンが出ております。ほかの福祉減 免の項目につきましてはそれぞれありま すけれども、これも平均で大体5トンが 出ています。6トンという平均もござい ますけれども、大体5トンから6トンの 状況でございます。水道部といたしまし ても、先ほど申し上げました基本料金の 位置づけと申しますか、この件につきま しては従前より福祉型の料金体系を重視 しながら改定をしてきたところでござい ます。よって、8トンまでの現在の料金 であれば、単価を計算しますと、840 円ですから、1トン当たりが105円で あります。これは給水原価の約2分の1 程度で抑えていますということでござい

ます。9トンから10トンにつきましては、単価的には1,140円ですから114円になります。以上については従量料金を150円から420円に設定しておりますけれども、やはり水道部としては、従前からの福祉料金の型であるということだけをお願いしたいと考えております。

次に、雑収入の中で、下水道料金の徴 収委託の減につきましては、従来から下 水道料金の受託料につきましては、土木 下水道部と委託徴収料を含めた中で覚書 を交わしております。その中で、徴収業 務にかかわる経費の算定方法は、毎年決 めております。その算定方法につきまし ては、業務にかかる人件費も業務費も事 務費も、それを含んだ中で水道だけの調 定件数、下水だけの調定件数の分を案分 しましていただいております。この25 万9,000円の減の主な理由としまし ては、水道の業務費の削減と人件費も下 がりました。ただ、下水の調定件数はふ えているんですけれども、はるかに人件 費と業務費の減少に伴って算出しますと、 そちらの方が減少が大きいということで、 25万9、000円の減少となったとい うことでございます。

福祉減免について、水道部で単独の視野に入れてはどうかということでございますけれども、やはり福祉減免の経緯等をかんがみますと、この減免制度につきましては一般行政施策の中での福祉減免という位置づけの中から、企業会計の中で公営企業とする中で、減免を水道企業独自で負担しているものについては、少し難しいと考えております。参考に他市の状況をお聞きしましても、水道独自で負担されているところはございません。

次に、鉛管の対策の件で、まず鉛管の 残っている件数は、11月末では1万3, 259件ございます。次に、その鉛管の 取り替えにつきましての計画ですけれど も、おおむね10年間で、取り替えてい きたいと思っております。

次に、水需要の状況は、まず平成15 年度における水需要といたしましては、 1月末の資料を持っているんですけれど も、当初このときに見込んだ水量をほぼ いっているんですけれども、若干5,0 00トンから8,000トンの減少が見 られていますけれども、水道料金としま しては440万円ぐらいのプラスを見て おります。よって、平成15年度のもの については、当初予算どおりの収入が見 込めるのではないかと思っております。 なお、次の16年度の予定につきまして は、前年、前々年度等の推移、また現状 の水需要をいろいろと調べた結果、水量 的には約15万2,000トンの減少を 見込んでおります。金額にして約4,3 95万円の減少を見込んでおります。

次に、納付金の増加につきましては、確かに当初は9,001万1,000円の見込みをしておりましたけれども、例年大体9,000万円から1億円ですけれども、15年度につきましては、16年度に入る予定が15年度末に入ったという、大きな正雀のマンション、それとおと集合住宅の予定が見込めなかった部分、戸数にして全体的には260戸ぐらいが増加を見たというところでございます。よって、4,200万円の補正をさせていただきました。

次に、委託料の490万円の減額につきましては、これは量水器の検定満期に伴う市内の指定業者に委託しているものでございますけれども、検定件数の一定のバランスの推移を見まして、また量水器の一時的な購入がストップになった理由もごさいます。そういう中で、例年よ

り約900件から1,000件ぐらい減少になったという中で、委託料の減をしたものでございます。

次に、量水器の購入で、固定資産取得費の、これは800万円の減額をしております。これは、ほとんどが契約時の購入の契約差金というものでございます。
〇木村委員長 馬淵浄水課長。

○馬淵浄水課長 15年度と16年度の 差、6、535万4、000円という減 額の主な要因といたしましては、細かい 分は省きまして、浄水場の管理運営事業 費といたしまして、825万円の減額。 それと、水質管理運営事業といたしまし て272万8,000円の減額。大きな 要因といたしましては、受水費5,08 7万7,000円。この内訳といたしま しては、15年度、一応891万トンの 承認水量の申し込みということでやって おりまして、そこへ余裕というんですか、 5万トン分を見させていただいておりま して、896万トンの予算を組んでおり ました。それを16年度におきましては 841万トン、1万トンの余裕という形 で見させていただいております。契約に つきましては840万トンということで、 15年度、891万トンから840万ト ンの差51万トンの減額ということで、 府からの承認をいただきまして、その差 を見ますと896万トンから841万ト ンの差55万トンの差を、1立方メート ル当たり88円10銭掛ける消費税とい うことで、5,087万7,000円と いうことで、合計いたしまして全体的に 予算といたしましては、浄水課部分にお きまして6,535万4,000円の減 額ということになっております。

それと、動力費と府営水の絡みとかい ろいろございますけれども、これも一概 には言い切れないんですけれども、配水 量に比例して動力費も増減するというふうに判断していただければと思うんですけれども、これも年々契約単価も変わっちでしておりまして、為替益とか、そこでの関連で、年々単価の金額が変わっちきております。ちなみに申し上げますと、13年度で、太中だけの分で計算しまけれども、1キロワット/hで14円12銭。14年度で13円48銭。15年度の見込みといたしましては、13円8銭というような単価の変更がごさい、ます。そこらでことしにつきましては、若円減額を補正という形で出させていただいております。

それと、太中の年間の稼働率というこ とでございますけれども、自己水は年々、 府営水の承認水量の絡みで下げざるを得 ないという状況もございました。それで、 15年度におきましては51万トンの減 ということで努力させていただいており まして、現在、太中浄水場は施設整備気 曝槽、混和池の整備をやっておりまして、 12月から3月にまでについては半量運 転というようなこともございまして、な かなか取水量が上げられないということ でございますけれども、14年度の実績 で、太中自己水の水量ですけれども、3 08万8、360トンの取水量がござい ました。15年度におきましては、見込 みでございますけれども、335万9, 640トンぐらいの、まだこれは未定で すけれども、見込みを立てております。 その差、14年度と15年度の差といい ますと、27万1、000トンぐらいの 増量ということになります。稼働率につ きましては、非常に難しい面もございま して、太中浄水場に大阪府の水も引っ張っ てきております。そこらの絡みもあって、 稼働率云々を見ますと、最大の稼働率で

いきますと、太中だけを考えれば14年 度は稼働率は84%、ことしは、見込み でございますけれども、96.3%とい う数字になってこようかと思います。今 申し上げました府営水51万トン減につ きましては、そういう計算になるかと思 います。

補正の分、当初、先ほど申し上げましたように、896万トンの予算を組んでおりまして、市でいう年度ですね、3月末までの配水量につきましては、870万トンぐらいを府営水の受水と考えております。それが大阪府の契約年度というのは、その年度の7月から翌年の6月までという、非常に計算がしにくいんですけれども、そういう差が出てきておりまして、当初、896万トンから870万トンということで、26万トンの差の分を補正で減額をさせていただいたということです。

○木村委員長 池田水道部次長。

○池田水道部次長 予算編成に当たって の努力等々ですけれども、昨年11月2 3日に、山本靖一委員からのご質問の中 で、水道部が平成9年に作成された8ペー ジの基本計画のフレームと期間で、目標 給水人口等が10万人、目標1日最大給 水量が6万1,700トン、目標年次、 平成22年度で12年間のスパンとなっ ているが、実際、基本計画の策定は平成 14年度まで、基本計画に到達している か云々のご質問ですけれども、私ども水 道事業の基本方針でもあります基本計画 を策定すること。また、基本計画に基づ き実施する具体的施策、実施計画を策定 することなど、水道事業基本計画策定委 員会を水道部内部でまず設置をいたしま した。これにつきましては平成9年10 月に策定をいたしたところでございます。 その後、水道事業基本計画をもとに、水

道事業実施計画の作成に至りました。こ の実施計画の作成につきましては、平成 10年6月から平成11年2月までの期 間で、コンサルも交えた中で、基本計画 のフレームなどにつきましては見直しを いたしたところでございます。その計画 フレームの推計条件の人口や水量の推計 式といたしましては、時系列傾向分析な どを用い、また生活圏単位は、生活構造 モデルを用いて飽和値を設定いたしたと ころでございます。また、目標年度につ きましては、おおむね10年後でありま す平成22年度と出したところでござい ます。なお、計画フレームの設定等につ きましては、計画給水人口が8万8、0 00人、計画1日最大給水量が5万トン に修正をいたしております。さらに、施 設整備計画では、基本条件と基本方針、 また水運用計画では平常時と非常時、さ らには太中浄水場の整備、配水管網の整 備など、順次計画をいたしたところでご ざいます。また、概算事業費と年次計画 の施設改修事業等では、当初目標年次を 平成22年度を予定いたしておりました が、見直しを行い、目標年次を平成27 年度までに平準化をさせていただいたと ころでございます。また、配水管整備事 業費では、当初予定事業費は3億5,0 00万円を予定いたしておりましたが、 平成14年度には3億円、また平成15 年度には2億円、平成16年度につきま しては1億5、000万円に見直しをさ せていただいております。また、先ほど ご質問が出ておりますけれども、水道管 の布設計画等につきましては、下水道と の整合性につきましては、水道部の工務 課と土木下水道部が連携をとりながら、 予算措置をいたしておるのが現状でござ います。したがいまして、事業計画等々 につきましては、随時各課のヒアリング を実施しながら予算編成を行っておるの が現状でございます。

それと、太中のご質問の中で、大阪市水の14年度の金額、これが漏れておりましたのでご答弁させていただきます。14万トンの減少につきまして、金額で1,234万8,000円という減額でございます。

○木村委員長 寺田水道事業管理者。

○寺田水道事業管理者 それでは、私の 方から平成16年度の予算に向けて、ど ういうところについて重きを置いたかと いうことについて、少しご説明申し上げ たいと思います。

まず、水需要の件は、毎年減の傾向に ある、全然回復しない、なぜか、何とか ならないものかということをいろいろ考 えますけれど、平成10年度から正直申 し上げて平成14年までの間、たかが5 年間ですけれど、この5年間で減少量は 100万を超えまして、102万4,0 00立方メートルの減というのが現状で ございます。さらに、14年度から15 年度について、先ほども私どもの参事の 方がご説明申し上げておりますけれども、 あくまでこれは予定量に対しての乖離の 問題でございまして、14年から15年 度の年度の水量の差でいきますと、もう 既にこの2月現在では25万2,000 トン減っているというのが実態でござい ます。そうしますと、平成10年から平 成15年までの間で、127万トン近く 減っているというのが現状でございます。

そういった水の減少。水道は給水収益 一本で本当は生活したいところですけれ ども、その他のところの利益もあって、 いろいろ黒を出しているということでご ざいますが、16年度の予算の方針を立 てるに当たりましては、こういった毎年 給水収益が減少の一途やということを考 えてまいりますと、今日の社会情勢、減っ ているからといって安易な料金改定は、 私はなかなかできるものではないと考え ます。一方では市の財政も一段と厳しさ があります。いろいろ議員の方々も、そ の中での問題点というのも、いろいろお わかりだと思うんですけれども、しかし 健全化による行革を行ってきておりまし ても、なかなか厳しいところは厳しいも のがございます。そういった中で、水道 部は、仮に市民への負担を求めるという ことにつきましては、これは本当に大変 無理かなと考えるところでございます。 平成14年に14.44%の改定をさせ ていただいた。たしかこの改定に対して の試算期間といいますと、平成17年度 まででございます。その17年度までを 考えて、じゃ18年度に料金の改定をす るのかというふうに、仮に私どもがいろ いろそういうことの取り組みをしまして も、今の社会情勢から、議会あるいは市 民の理解は得ることは本当に難しいだろ うということを、強く感じるところでご ざいます。

そういうふうなことを考えますと、や はりこれは長く現行料金を維持するため の対策、方策、これは当然、今から何か の形で取り組む必要があるだろうと考え ます。当然、その場合には、5年から1 0年先とは言いませんが、それに近いと ころまではイメージをしていきたいと考 えるところでございます。そういうふう に考えますと、ここで一番考えなければ ならないキーワードは、給水原価だと思 うところでございます。給水原価につき ましては、府内の平均もございますし、 全国の平均もございます。本市は平成1 5年度を最終、あくまでも予定かもしれ ませんが、15年度の給水原価で計算し てまいりますと、約213円強になって まいります。この213円の給水原価、これをいかに下げることができるかというところに、考えを求めるわけでございます。その中、やはり組織体制であり、あるいは施設の整備であり、維持管理であり、その他経費、こういった4点でらいの総額をもって、やはり十分検討する必要があって、仮にイメージをしたその地というものをよくよって、ご説明を申し上げて、やはり市民の理解を得なければならないんじゃなかろうかなと考えます。

そういうことから、平成16年度の予算では、先ほど申し上げました給水原価の価格も実績としてはございますが、16年度では205円以下を目標にしたいと、予算の査定に臨む前の私の方針としては出したところでございます。また、一方では鉛管の対策は、市民の安心・安全の水を考えれば、ここで16年度から一歩足を踏み出したいということで、非常に厳しい水道の財政事情ではございますけれど、そういった中では踏み込んでいきたいというのが当初の考え方でした。

しかし、この給水原価はいろいろ絞るに絞っても、あるいはそのことについては限度があるような気もします。したがいまして、私は今後の太中の整備の事業については、先ほども山本委員がおっしゃった内容でございました平成14年から23年までの10か年計画で、約32億円の予定をいたしておりましたけれども、これを少し足を伸ばして平準化しました。しかし、それにしても現計画で推移しますれば、先ほどの元利償還金も、平成16年から18年を見た中でピークが当然その中に襲ってくる。また、一方では内部資金の関係もございます。これも建設を行って

いきますれば、当然、内部資金の方も減ってくるのが実態でございます。そういうことを考えますと、平成20年から21年、22年ぐらいの間で内部資金、いこの間で内部資金、いこの間で内部資金を持たなければないと考えを持たなければないと考えました。また一方では、12月には、職員数の適正化計画も示さればないます。水道部の方も10か年で、31名が予定されるところでございますけれども、水道部の方も10か年で、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名のうち、退職者は、現有の職員62名の方も12の関係につきましても、本当に過渡期であるとも思います。

このような中でも、市民への供給につ きましては、水は安全でなければならな いと思っておりますし、サービスは低下 することはできないところです。そんな ところから、鉛管の対策は、16年度か らは着手していきますよと。しかし、こ こで水道の財政の健全化で料金の改正は、 先ほども申し上げましたように目を向け ることはできないとすれば、今日の社会 情勢では安易な料金改定はできないとい うことになってまいりますと、現行料金 を維持する。それには、まず何をすべき かというところでございます。まず何を すべきかというところで、私は、太中を 整備しながら何をすべきかということを 考えるのではなく、しかられるかもしれ ませんが整備を一時お休みさせていただ いて、その中でさまざまな方法、さまざ まな検討をしてみたいと思っておりまし て、平成16年度は予算方針を立てる中 で、予算のヒアリングを各課長とも、あ るいはその担当者とも論議する中で、浄 水場関係についてはことしはお休みをさ せていただくということを考えたわけで ございます。

水道部は、非常に熱意ある職員もおりますから、そういった熱意ある職員が、本当に水道部の先々、市民とともに仕事をしていこうとすれば、どうしたらいい水が売れて、やはり摂津の水道として喜んでいただけるかというところを、職員みずから汗を流して、ひとつ何かの形で検討の結果を出していければと思っておるところでございます。

そういったことが平成16年度の予算 方針であり、結果として、こういった16年度の形として組ませていただいたということでございまして、本当にあらゆる削減もした、あらゆる節約もした、そういった中で結果、絞りに絞った予算でございますから、ご理解をいただきますようにお願い申し上げます。

○木村委員長 山本靖一委員、絞り込ん で質疑を続行してください。お願いして おきます。

〇山本靖一委員 先ほど池田次長の方から、口頭で具体的に説明していただきました。全体計画の関係、資金計画、事業計画。それぞれ努力して、今、整理をされているわけですから、それをやっぱりせっかくですから、ぜひこれは出していただくように、努力をして随分内容的に精査されてきているということですから、これはぜひ出していただきたいと思います。

基本料金の問題で、これはぜひ管理者の方にお聞きをしたいと思っているんですけれども、給水原価の関係で言えば、今、213円。しかし14年度決算で見ますと208円89銭、年々変化はしているんですけれども。大阪府からの府営水、原価は88円何がしということで見ていったときに、人件費とかいろいろ足していきますから、今の供給単価で言え

ば213円だったと思うんです。そういうふうに見ていったときに、給水原価との関係では、もう超えた、改善がされたという経過があります。ただ、給水の間では、もう超えた、改善があります。ただ、給水の間では、もうという考え方があるかもしたときに、福祉型の料金をとっているということででの基をというわけにいきませんから、そういう意味で、ぜひ視野に入れていただきたいと思います。この点です。えがあればいただきたいと思うんです。

同時に、昨年は条例の改正をして、そういう公衆浴場のところからもお金をもらうということをされてきたわけですけれども、この間、大口の需要家の水需要の変化はどうなっているのかと。ここに対する働きかけはどうなのかという点だけは、これは聞いておきたいと思います。

踏み込んで減価償却の関係で、これは 以前に池田次長の方から、太中に絞って 資料をいただきましたけれども、今、水 源の一本化というお話も聞く中で言えば、 太中の減価償却、つまり内部留保、留保 資金の関係で、一定それだけため込むこ とが必要なのかどうかということも、将 来は議論になってこようと。今すぐやめ ろとかいうお答えではないわけですけれ ども、そういうふうに見ていったときに、 随分踏み込んだ議論がされているなとい う思いはするんですけれども、これは今、 内部でいろいろ議論をされていることが、 私たちの目にも映るような形の中で、資 料であるとか、議論の経過であるとか、 そういう情報をぜひ提供していただきた いということにしておきたいと思います。 ○木村委員長 基本料金について、一定 の考えがあれば答弁してください。

寺田水道事業管理者。

○寺田水道事業管理者 基本料金の関係 は、より福祉型だということで先ほど参 事がご答弁申し上げましたが、先ほども 10トンないし8トンが基本料金でござ います。しかし、まさに今世間では、確 かに高齢社会になりまして、その中でお 年寄りが多い、あるいはその中でまた単 身で生活されておられる方もある。そう いった方々から、私も耳にするんですけ れども、節約しても節約しても基本料金 の8トンまでは支払わなければならない。 気のつかれない方は、節約したら減るだ ろうと思っておられる方もございますけ れども、水道料金のシステムをご存じの 方は、節約してもやはり8トンまで持っ ていかれるということも、よくお聞きす るところでございます。

このような話は、ことし1月に入りま してから大阪府の管理室長ともお話した ことがあるんですけれども、府下ではい かがでしょうかと。あるいは、そういっ た働きかけ、あるいは府下での動きはい かがでしょうかというお話をした折りに は、「そうですね、そういった社会に実 際になってきているのと違いますか」と。 室長がおっしゃったのは、「個人的には 確かにそういう動きが今後出てくるでしょ う」と。しかし、大阪府下ではまだそこ まで踏み込んだ都市はないというふうに もお聞きしたところでした。したがいま して、やはり実績でいただくというのも 確かに内容かもしれませんけれども、今 後とも各市の状況を見た中で、本市と同 じような悩みを持つかもしれませんので、 そういった中でいろいろ私どもも勉強も していきたいと。これは課せられた今後 の課題であるかなと感じたところでござ います。

大口需要家の働きかけの件ですけれど

も、確かに大口需要家の関係では、少し 節約されることによって、本当に水量も 減ってまいりますし、またそれによって の収入の減も確かに大きいところでござ います。摂津は、幾ら使われても、幾ら 利用されても、送る水は十分に持ってお りますと、ご迷惑をおかけいたしません というのが摂津の私どもの姿勢でござい ます。そういう意味からも、今後とも大 口需要家の方々には、そういったお話は させていただいて、幾らでも使っていた だけますようにという、私も経営をして いるところもございますので、営業には 努めていきたいと考える次第でございま す。ただ、おっしゃるように、水量は企 業の社会的事情からも、どうしても減少 傾向にあるというのが実態でございます。 ○木村委員長 辻委員。

○辻委員 1点、特別損失で一般家庭と 企業の内訳がわかりましたら、教えても らいたいと思います。

それと、今、管理者の方からも、るる 努力された経緯も言っていただきました。 1点だけ、14年度の値上げの時に、施 設整備、これはやはり安心して給水をし たいという旨のもとされました。今聞き ますと、やっぱり整備の見直しというこ とをおっしゃいました。心配しておりま すことは、そういう形で、危険があるか ら整備をするのでということを14年度 におっしゃってました、今それをもう一 度見直すと。お願いしておきたいのです が、このことによって絶対に事故だけは 起こさないような見直しをしてもらいた い。でなければ、私たちは14年度、市 民の方にその旨をお答えをしまして了解 を得たんです。ですから、その点、ひと つよろしくお願いします。できたら管理 者の決意でもいただけたらありがたいと 思います。この2点だけお願いします。

○木村委員長 前川参事。

○前川水道部参事 特別損失につきましての内訳は、個人の居所不明が209件。会社が破産宣告とか倒産が21社ございます。一人暮らしのお客様で死亡されたという部分について4件ございます。合計が234件になるんですけれども、修繕料の部分につきましては、これは倒産という形の中で、2件ございます、236件という状況でございます。

○木村委員長 寺田水道事業管理者。

○寺田水道事業管理者 14年度の値上 げの折りに施設整備については事故を起 こさないようにということをお約束申し 上げて、料金の値上げをさせていただい たということで、辻委員の方からのお話 でございます。私も、これは太中浄水場 に対して16年度は工事はお休みします けれども、この中でさまざまな考え方が 生まれますということで申し上げており ます。この1年休んだからといって、こ のまま永久にお休みをするわけではなく て、どういうふうな方法をもってすれば、 先ほど申し上げましたように、長く現状 維持で、現行料金で市民の方々に使って いただけるかということを考えているわ けでございまして、その中で仕事をしな がら、工事をしながら進めるのではなく、 やはり休むことによって、より一層そこ に専念、集中ができるということで思っ ておるわけでございます。そういうこと でひとつご理解をしていただきたい点と、 もう一つは、ことし1年休むからといっ て、改修を予定していたものが、いわば 改修を16年度はしないわけですから、 あるいは更新をしないわけですから、そ のことに対して、太中浄水場について何 か支障、問題、トラブルは起きるか否か ということは、浄水課の査定の中では、 いろいろお話はさせていただいていると。

担当課長からは大丈夫であると聞いてお ります。しかし、大丈夫だと伺っていた としても、やはり1年間の中で、機械、 器具のことですから、何が起こるかわか りませんから、そのことについて、もし トラブルが起きて、交換であるとか、あ るいはそれを至急修理しなければならな いとかいう部分については、怠りなく言っ てきなさいということの指示を与えた上 で、本年1年間はお休みをさせていただ くということにいたしておりますし、ご 懸念の事故に対して、あるいは安全に対 してということは、私も同じでございま すから、そのことについては、当然、努 力していきたいと思います。市民の方々 にもし何かトラブルがあったら、水を送 るということには決してなり得ませんの で、その点は私ども、今後とも注意はし てまいります。

○木村委員長 辻委員。

○辻委員 特別損失の件でありますけれども、個人なり、会社なりあったわけですけれども、追及調査なんかはされてその結果不明であるのか。ただ、納付書だけを送って、それが返ってこないから、おりませんと。その点だけお願いしたいと思います。

○木村委員長 前川参事。

○前川水道部参事 特別損失の確保は約 5年間ございます。その中で、死亡の場 合でしたら5年以内に死亡されたという 場合がありますけれども、事業所とか倒 産以外のことですね、これはもちろん追 及はしております。倒産になる前でも、 その部分が、極端に言えば2か月とか4 か月で倒産がぱっという形になった場合 があります。そういう破産の場合は破産 宣告などで破産管財人から、そういう中 で配当をいただくと。水道の場合は下水 と違って配当率が低いという状況でもあ ります。ただ、その分については、すべ て追及したコメントも残してやっており ます。

○木村委員長 柴田委員。

○柴田委員 39ページの中で、工事請 負費の中で、2,481万4,000円。 これは公共下水道の切り替えに伴って、 水道の方が受けてやられるということだ と思います。午前中に公共下水道の審査 のときには、これは「ほか」という言葉 も入っておりますが、5、300万円ほ どの予算を組まれていると。この辺の整 合性というのはどうなのかということ。 それと、先ほど、これは公共下水道で持 つべきなのか、やはり水道側がかなり老 朽化し、いろいろな条件で、うちでもた ないかんということもあって、我々から 見たら双方、こちらはできるだけ費用を 削減するようにと思うけれども、当然こ れはこっちで持ってもらうべきじゃない のかと。そういうことで、どちらが持っ ても結果的に一緒なんですけれども、で きるだけそこは我々から見ても、また市 民の目から見ても、納得できるようなお 互いの双方間の話し合いの中でやってい ただいて、双方が話し合いの中で、少し でもコストを落としたり、経費を落とし てやっていけるということを考えていた だきたいということで、お尋ねしておき たいと思います。

それから、太中のことで、今、管理者のお話を聞きますと、1年間休眠をするということでしょうか。その中には、今かかっているコストを、できたら213円を205円までに割っていきたいということも踏まえた、やはり目標値をはっきりされた1つの考え方ということも出ております。やっぱり、水のコストを落としているのか、障害になっているのか、障害になっているのか

ということの中から、ときにはやはりそういう状況もやむを得ないと思うのですが、過去からのずっと経緯を、今までから増設したりいろいろなときに、水源地の必要性、また水パニックが起こったときの、いざというときの問題ということで、今まで水源地というものに対しての考え方というのは、前向きに取り組んできて、まさか休むというようなことは、考えの中にはなかったように思います。

それともう一つは、この水が非常に市 民の中に定着している。摂津市にはおい しい水を送ってくれているというイメー ジがまだ強いと思います。ここ数年前に 高度水が出て、水の味といいますか、内 容もかなり高くなったんで、今はもう井 戸水も。また府営水もそんなに変わらな いのかしらんけれども、夏には冷たい、 冬には温かいということもある。昔はブ レンドしている量が、ほとんどが太中の 水というところがあったりして、その格 差は多かったのかもわかりませんけれど も。そういうことで、そういう問題など も含めて、やっぱりどうなのかなという、 水が少しとまるということに対する寂し さみたいなものを感じますけれども、こ れはあえてもう答弁は結構でございます。 もし管理者が、いや、こういうことでと いうことで補足していただけるものがあ れば、お願いしたいと思いますけれども、 私としては、そういうことで1年間休ま れることによる、いざというときに確実 に対応ができるのかどうかということも 含めて、若干心配をしておりますので、 お答えがいただけたらしてください。

○木村委員長 林工務課長。

○林工務課長 下水の支障移転に伴います補償・補てん費と、水道の整備事業の工事請負費の関係なんですけれども、水道の場合は、どうしても出水不良とか老

朽管等が埋設されております地域で計画 的に布設替えを行っているわけでござい ますけれども、どうしても特定のできな い、工事に伴って並行で工事を行った方 が、経費的にも安くつくということで、 そういう地域を下水の工事とあわせた中 で推進しているような形でございます。 費用的に、補償・補てん費と水道部の方 の工事請負費の違いということなんです けれども、下水の方におきましては、ガ ス管の移設及び関電の架空線等が支障に なった場合の移設費用も盛り込まれてお ります。水道の移設費用と申しますのは、 水道独自の、下水の工事に伴いまして、 どうしてもこの分が水道管を移設しなけ れば工事できないという部分の費用だけ を上げさせてもらっております。それと、 整備費用は、少しでも費用を軽減するた めに、舗装等の費用も軽減できますので、 下水道工事にあわせて、出水不良の箇所 及び老朽管の箇所を並行で工事を行って いるという形でございます。

○木村委員長 寺田水道事業管理者。

○寺田水道事業管理者 16年度の予算を組むに当たりまして、いろいろ節約すべきところは節約もした、絞るべきところも絞った。これ以上絞るには限度があると申し上げました。その中で、213円の15年度の原価を205円にさせていただいたということでございます。

しかし、府内の平均は、平成14年度ではまだ低いところもあります。全国平均もまだまだ低いところもあります。その場合、先ほども申し上げましたが、私は今後、それでもってやっていくにはどうしたらいいんだろうというところで、検討を申し上げたいということを、職員の皆さんとはお話をしていきたいと思っております。それが、いわば市民に支えられる水道じゃなかろうかなと思うとこ

ろです。

したがって、これ以上絞るとしても、 絞りようが205円から下、水の需要が 減る中では、本当に厳しいでしょうね。 だったらどうするんだということがポイ ントではないかと思います。したがって、 いろいろ模索の仕方はあると思いますか ら、水道部の職員の若い知恵に期待して、 私は16年度の建設事業については1年 間お休みをさせていただいたということ でございます。

○木村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 以上で質疑を終わります。 暫時休憩します。

(午後 5時16分 休憩)

(午後 5時18分 再開)

○木村委員長 再開いたします。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 討論なしと認め採決しま す。

議案第1号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定 しました。

議案第10号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定 しました。

以上で本委員会を閉会いたします。 (午後 5時19分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により 署名する。

建設常任委員長 木 村 勝 彦

建設常任委員 柴田繁勝